

知床世界自然遺産地域 管理計画

(案)

新旧対照表

2025年（令和7年）月日

環境省 林野庁 文化庁 北海道

目 次

現行計画	改定案
1. はじめに	1. はじめに
2. 目的	2. 管理計画の基本的事項 (1) 管理計画の目的 (2) 管理計画の対象範囲 (3) 管理計画の期間 (4) 管理計画の見直し
—	3. 知床世界自然遺産の価値
—	4. 知床世界自然遺産の現状と課題 (1) 長期モニタリング計画に基づく総合評価の結果 (2) 世界遺産委員会からの勧告への対応状況
3. 遺産地域の概要 (1) 位置等 (2) 総説 (3) 自然環境 (4) 社会環境 (5) 遺産地域の保護制度等	— (巻末へ移動)
4. 管理の基本方針 (1) 管理の目標 (2) 管理にあたって必要な視点	5. 保全管理の目標
5. 管理の方策 (1) 陸上生態系及び自然環境景観の保全 (2) 海域の保全 (3) 海域と陸域の相互関係の保全 (4) 自然の適正な利用 (5) 遺産地域の管理に係る関係行政機関 及び地元自治体の体制 (6) 保全・管理事業の実施 (7) 調査研究・モニタリング (8) 気候変動の影響への対応 (9) 年次報告書の作成 (10) 情報の共有と普及啓発	6. 管理の基本方針 6-1 地域区分による自然環境の保全管理 6-2 基本方針 (1) 保護制度等の適切な運用 (2) 陸域に関する保全管理 ①野生動物の保全管理 ②植物群落の保全管理 ③外来種対策 (3) 海域の保全管理と一次産業との両立 (4) 海域と陸域の相互関係の保全 (5) 自然の適正な利用 (6) 長期モニタリング及び総合評価に基づく順応的管理 (7) 気候変動への対応 (8) 自然景観の保全 (9) 地域との連携・協働による保全管理
6. 計画の実施その他の事項 (1) 計画の実施等 (2) 地元自治体の取組 (3) 資金	7. 管理の実施体制 (1) 遺産地域の管理機関及び地元自治体の体制 (2) 科学的助言に基づく順応的管理のための体制 (3) 関係者の連携のための体制 (4) 管理計画の実施状況の点検 (5) 年次報告書の作成 (6) 情報の発信・共有と普及啓発等
7. おわりに	8. おわりに
用語集 知床世界自然遺産区域図	巻末1 遺産地域の概要 (1) 総説 (2) 自然環境 (3) 社会環境 巻末2 用語集 巻末3 知床世界自然遺産区域図 巻末4 主な保護制度及び関連計画等について

現行計画 ※青字部分削除 (斜体は改定案との比較のため掲載順を変えて掲載した箇所)	改定案 ※赤字部分追記・修正 (脚注の掲載は割愛する)	改定の方向性等
<p>1. はじめに</p> <p>知床世界自然遺産地域（以下「遺産地域」という。）とその周辺海域は、北半球における流氷の南限とされ、流氷下のアイスアルジー（氷に付着した藻類）や、流氷形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖を基礎とした食物網を通して、多種多様な生物が生息・生育する地域である。</p> <p>知床に生息するシロザケ、カラフトマス、サクラマス、オショロコマが、海と川を行き来し、これらを重要な餌資源とするヒグマやシマフクロウ、オオワシ、オジロワシといった大型哺乳類や絶滅のおそれのある猛禽類をはじめ海棲哺乳類、海鳥など様々な生きものが生息し、また北方系と南方系の野生生物が混生するなど、海域と陸域の自然環境が密接に影響し合い、多様な生物相と生物間相互作用に支えられた豊かな生態系を形づくっている。また、火山活動により形成された急峻な知床連山、山麓を覆う原生的な森林、切り立つ海岸断崖、多様な湿原・湖沼群など様々な景観が凝縮され、優れた自然美を有している。</p> <p>知床は、平成17年（2005年）7月の第29回世界遺産委員会において世界遺産のクライテリア（評価基準）に合致する顕著な普遍的価値を有すると認められ、世界自然遺産に登録された。</p> <p>このように世界的にも類いまれな価値を有する遺産地域の自然環境を人類共有の資産と位置付け、より良い形で後世に引き継いでいくものとする。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>知床世界自然遺産地域（以下「遺産地域」という。）とその周辺海域は、北半球における海氷の南限とされ、<u>海氷中や</u>海氷下部のアイスアルジー（海氷に付着した单細胞藻類）や、海氷形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖を基礎とした食物網を通して、多種多様な生物が生息・生育する地域である。</p> <p>知床に生息する<u>サケ</u>、カラフトマス、サクラマス、オショロコマが海と川を行き来し、これらを重要な餌資源とするヒグマやシマフクロウ、オオワシ、オジロワシといった大型哺乳類や絶滅のおそれのある猛禽類をはじめ、<u>海棲哺乳類、海鳥など様々な生きものが生息し、また、</u>北方系と南方系の野生生物が混生するなど、海域と陸域の自然環境が密接に影響し合い、多様な生物相と生物間相互作用に支えられた豊かな生態系を形づくっている。</p> <p><u>このような顕著な普遍的価値を有する知床は、2005年（平成17年）7月の第29回世界遺産委員会において世界自然遺産として登録された。</u></p> <p><u>「知床世界自然遺産地域管理計画（以下「管理計画」という。）では、この世界的にも類いまれな価値を有する遺産地域の自然環境を人類共有の資産として将来にわたって適正に保全管理していくために、保全管理の目標及び基本方針を明らかにしたものである。個別の方策は関連計画や各種事業により実行し、各目標の達成状況は知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画（以下「長期モニタリング計画」という。（付属資料1））で定めた枠組みで確認・評価を行うとともに、評価結果は保全管理に反映し必要な見直しを行うことで、順応的に管理を実施していく（図1）。</u></p> <p><u>また、遺産地域の適正かつ円滑な保全管理を実現するため、遺産地域の保全に係る各種法制度を所管する環境省、林野庁、文化庁及び北海道（以下「関係行政機関」という。）が、知床世界自然遺産地域科学委員会（以下「科学委員会」という。）の助言を得つつ、斜里町及び羅臼町（以下「地元自治体」という。）並びにその他の行政機関、漁業・観光関係の団体をはじめ遺産地域の保全管理や利用に密接な関わりを持つ団体（以下「関係団体」という。）等と相互に緊密な連携・協力を図っていくものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 保全管理の目標を設定し、目標達成状況を長期モニタリング計画の枠組みにより評価することを記載。 評価結果は保全管理に反映し、必要な見直しを行することで、PDCAによる順応的管理を進めていくことを記載。 地域主導による様々な主体との連携、情報共有について記載。 年号の表記は「西暦（和暦）」で統一。（以下同様） 「シロザケ」という通称はすべて削除し、公式な学術論文で用いられる「サケ」に統一。（以下同様）

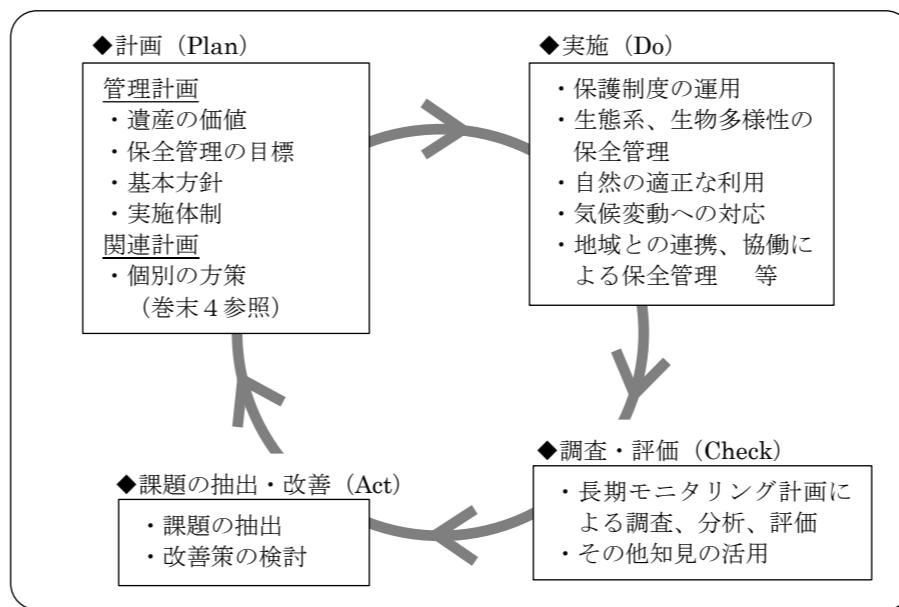


図1 知床世界自然遺産地域における管理のしくみ

2. 目的

知床の世界自然遺産としての価値をより良い形で後世に引き継いでいくに当たり、極めて多様かつ特異な価値を有する遺産地域の自然環境を将来にわたり適正に保全・管理していくことを目的として、知床世界自然遺産地域管理計画（以下「管理計画」という。）を策定する。

この管理計画では、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する環境省、林野庁、文化庁及び北海道（以下「関係行政機関」という。）が、知床世界自然遺産地域科学委員会の助言を得つつ、斜里町及び羅臼町（以下「地元自治体」という。）、並びにその他の行政機関、漁業・観光関係の団体をはじめ遺産地域の保全・管理や利用に密接な関わりを持つ団体（以下「関係団体」という。）等と相互に緊密な連携・協力を図ることにより、遺産地域を適正かつ円滑に管理するため、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的な方針を明らかにする。

2. 管理計画の基本的事項

(1) 管理計画の目的

管理計画は、顕著な普遍的価値を有する遺産地域の自然環境を将来にわたり適正に保全管理し、知床の世界自然遺産としての価値をより良い形で後世に引き継いでいくことを目的として策定する。

- ・管理計画の目的（ゴール）として「知床の世界自然遺産としての価値を良い形で後世に引き継いでいくこと」を明確化。

(2) 管理計画の対象範囲

管理計画の対象範囲は、遺産地域とする（巻末 3 参照）。ただし、エゾシカ、ヒグマの管理や適正利用に係る取組、気候変動への適応など、遺産地域の顕著な普遍的価値を維持するため、周辺地域と一体的な保全管理が必要となる場合には、その周辺地域も含めるものとする。

- ・「管理計画の対象範囲」を新たに項目立て。
- ・対象範囲は遺産地域を基本とするが、エゾシカやヒグマの管理や適正利用に関する取組などについては、遺産地域の顕著な普遍的価値に影響が及ぶ周辺地域については含める。

(3) 管理計画の期間

本管理計画の期間は、概ね 10 年とする。

- ・「管理計画の期間」を新たに項目立て。
- ・長期モニタリング計画の総合評価のタイミングと合わせた概ね 10 年とした。

—	<p>(4) 管理計画の見直し</p> <p>長期モニタリング計画に基づく中間評価（5年間のモニタリング結果をもとに実施）及び総合評価（10年間のモニタリング結果をもとに実施）の結果を踏まえ、管理計画の目標の達成状況等を評価し、必要に応じて管理計画の見直しを行う。</p> <p>見直しに当たっては、科学委員会からの助言を得つつ、知床世界自然遺産地域連絡会議（以下「地域連絡会議」という。）において検討することとし、事務局ホームページなどで広く意見募集を行って進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「管理計画の見直し」を新たに項目立て。 長期モニタリング計画の中間評価や総合評価の結果に基づいて管理目標の達成状況等を評価し、必要に応じて当該タイミングで見直しを行うことを記載。 現行計画と同様に、科学委員会からの助言を得つつ、地域連絡会議において見直しについて検討することを記載。
3. 遺産地域の概要 (1) 位置等	卷末3へ移動	
(2) 総説 (3) 自然環境 (4) 社会環境	卷末1へ移動	
(5) 遺産地域の保護制度等	6-2 (1) に移動	
—	<p>3. 知床世界自然遺産の価値</p> <p>(1) 世界自然遺産として認められた価値</p> <p>2005年（平成17年）7月の世界遺産委員会において、以下により「クライテリアix（生態系）」及び「クライテリアx（生物多様性）」に合致するものとして世界自然遺産に登録された。</p> <ul style="list-style-type: none"> クライテリアix（生態系）…陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。 クライテリアx（生物多様性）…学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。 <p style="text-align: right;">(卷末2用語集を参照)</p> <p>① クライテリア ix（生態系）</p> <p>資産は北半球で最も低緯度に位置する季節海水域であり、他の海水域より早く生じる季節海水の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系との相互関係の顕著な見本である。生態系プロセスを示すものとして、海水の融解と海水の循環により深海から提供された栄養によって植物性プランクトンが大発生する。植物プランクトンの大増殖を出発点とした魚類、鳥類、哺乳類等の食物網は、海-川-森にわたる変化に富み力強い生態系を形成している。</p> <p>② クライテリア x（生物多様性）</p> <p>資産は海洋性及び陸上性の多くの種にとって特に重要である。大陸からの北方の種と、本州からの南方の種が混在することによって、資産には幅広い生物種が生息しており、これらの中にはシマフクロウ、シレトコスミレなど多くの希少種や固有種を含むとともに、ヒグマが高密度で生息している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「知床世界自然遺産の価値」を新たに項目立てし、守るべき知床の価値を記述。 世界自然遺産として認められた価値のほか、自然景観や文化的価値など知床が有する価値を追記（推薦書の記述等を参考とし、アイヌ文化や硫黄山の採掘、100平方メートル運動などを記述）。

資産は世界的に希少な海鳥類の生息地として重要であるとともに、渡り鳥類にとって世界的に重要な地域である。資産はまた、アメマス、サクラマス、サケ、カラフトマスを含むいくつかの太平洋のサケ科魚類種や世界で最も南方に位置する遡河性のオショロコマ等の生息地である小流域が多くある。

資産は、トド、ゴマフアザラシ、クラカケアザラシ、シャチ、ミンククジラ、マッコウクジラ、イシイルカ、希少なナガスクジラ、遺産登録後に新種記載されたクロツチクジラなど多くの海棲哺乳類の生息地である。

③完全性

資産の境界は、既存の保護地域に一致しており、面積は 71,100ha に及び、極めて豊かな沿岸の海洋生態系と原生的な陸上生態系から成る複合生態系が保全された地域を全て包含している。その中には全ての主要な陸域の資産の価値と海洋の生物多様性のための主要な海洋生態系の地域を含んでいる。

陸域の境界線は合理的で主要な陸域の特性を保護している。一方、海域の境界線は海岸線から 3 km であり、海洋の生物多様性にとって生態学的に重要な地域である水深 200m までを含んでいる。

海域においては、極めて重要な地域の産業として、長年にわたり漁業活動が行われており、持続可能性を確保するための近年の取組は、自然の価値の保全を保障する一方で、地域の重要な経済的収入を保障するのに役立っている。地域の利害関係者との熱心な対話により、多利用型統合的海域管理計画が策定され、その計画に基づく持続的な産業と継続的な長期間の資産の保全目標の達成に向かっており、管理機関の助けともなっている。

資産の陸域の境界線は、海岸線から標高 1,600m の山稜線に至るまでの主要な陸域の特性を保護している。陸域のほとんどが原生的かそれに準ずる自然環境の条件を有しており、資産の自然科学的特徴は、自然の完全性を高レベルで維持し続けている。管理機関は、高密度のヒグマとシカに対する戦略を含む管理計画の規定を実行するための適切なリソースの充実に努めている。

(2) 知床が有するその他の価値

世界遺産として認められた価値以外にも、知床半島は自然景観や文化的価値など多様な価値を有する地域である。

海域では、海水の到来により青い海面から白い氷原への変化が見られるほか、海岸線は火山活動と海水の浸食作用を受けて作り出された海蝕崖や奇岩で構成されており、独特で美しい景観を有している。そして、知床半島に残る先史時代からの遺跡は、漁獵による人々の暮らしの長い歴史を物語る。10 世紀頃のオホーツク文化の時代に続くアイヌの人々は、多くの奇岩を漁の目印にしたり、豊漁や安全を祈る場所としたりしていったため、アイヌ語による地名が数多く残る。また、サケ類やホッケなどの資源が豊富で現在も漁業が盛んに行われており、地域を代表する産業となっている。

陸域では急峻な地形に異なる植生帯が成立しており、紅葉が進む秋期には色鮮やかな景観も見ることができる。知床半島のほぼ中央に位置する硫黄山周辺では、高純度の溶融硫黄を大量に噴出した時期もあり、現在も噴気孔や温泉水が流れる渓流など特徴的な景観が見られるほか、旧硫黄採掘跡は歴史的な面影を留めている。

さらに、多くの野生動物の営みを観察できることも遺産地域の自然景観の魅力である。冬期には氷上でアザラシやオオワシ、オジロワシ、夏期には海蝕崖で海鳥が多数のコロ

	<p>ニーを形成する。また秋期には河川を遡上するサケ類やそれを捕食するヒグマの様子なども観察することができる。</p> <p>なお、このような知床半島の生態系は、すべてが原生的な環境として残されてきたものではなく、これまで長い年月の間、人の暮らしによる影響を受けた結果として成立した環境も随所に見られる。1977年には、開発の危機にあった土地を全国各地の賛同者による寄付により原生の森を復元する「しれとこ100平方メートル運動」が開始され、今も取組が引き継がれていることなど、現在も地域住民や様々な関係者が知床に係わることによって多様な価値が生まれていることも知床の特徴である。</p>	
—	<p>4. 知床世界自然遺産の現状と課題</p> <p>(1) 長期モニタリング計画に基づく総合評価の結果</p> <p>第1期長期モニタリング計画（2012～2021年度）に基づき実施したモニタリングデータ等を用いて科学委員会が実施した総合評価では、季節海水の影響を受けた海と陸の生態系の相互関係が現在も維持されていること、多くの希少種や固有種を含む幅広い生物種が生息・生育する生物多様性の保全上重要な地域として現在も維持されていることから、世界自然遺産登録後も顕著な普遍的価値が全体的に良好に維持されていると結論づけられている。</p> <p>また、海洋保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業は両立していると判断されたほか、河川工作物の改良によるサケ科魚類の遡上・再生産の促進や、エゾシカの個体数調整に伴う一部草本の回復など、管理の効果も確認されつつあると評価されている。</p> <p>一方で、一部の海鳥や知床の淡水魚類相を特徴付けるオショロコマの減少傾向、サケ類の漁獲量の減少、暖流系のブリなどの増加、ヒグマと人間との軋轢の増加と深刻化、一部の地区でのエゾシカ確認数の急増などについては、引き続き注視していくこととされている。また、地球規模での気候変動の影響に対しては、モニタリングの実施体制の改善を図るとともに、知床の世界自然遺産としての価値全体を保全管理していくための順応的な戦略構築も課題とされている。</p>	<p>・「知床世界自然遺産の現状と課題」を新たに項目立てし、第1期長期モニタリング計画の総合評価の結果に基づき、知床の価値に関する現状と課題を記述。</p>
—	<p>(2) 世界遺産委員会からの勧告への対応状況</p> <p>世界自然遺産への登録に際して、世界遺産委員会から受けた勧告に基づき、海域エリアの再検討（海岸線1kmを3kmへ拡張）、IUCN調査団の招聘、海域管理計画の策定、サケ科魚類の保全に関する河川工作物の改良、観光客の管理などへの対応を実施している。また、第45回世界遺産委員会（2023年）では、気候変動に対する適応管理戦略の策定や顕著な普遍的な価値の継続的な保護のための支援、トドの個体群管理、資産の顕著な普遍的価値の属性を長期モニタリング計画に完全かつ確実に反映すること、河川再生に向けた取組の実施等について決議がなされており、2024年11月に保全状況報告を提出了。2025年の第47回世界遺産委員会では、気候変動に対する適応管理戦略の実施のための十分な資源の配分の確保、トドの個体群管理、資産に関する長期モニタリング計画を実施すること、河川生態系のモニタリング及び改善の取組の継続等について決議がなされた。今後も引き続き世界遺産委員会からの勧告等に適切に対応していく。</p>	<p>・「世界遺産委員会からの勧告への対応状況」を新たに項目立て。これまでの対応状況及び最新の動向を記載。</p>
<p>4. 管理の基本方針</p> <p>(1) 管理の目標</p>	<p>5. 保全管理の目標</p> <p>「4.」を踏まえ、遺産地域の自然環境を将来にわたり適正に保全管理し、知床の世界</p>	<p>・遺産管理に関する目標として、大きく以下の観</p>

<p>遺産地域は、急峻な山々、切り立つ断崖や流氷等の優れた自然景観を有しているとともに、シマフクロウ、オオワシ等の国際的希少種の重要な繁殖地や越冬地であり、ヒグマが高密度に生息しているなど、日本でも原生的な自然環境が残されている数少ない地域である。遺産地域の管理に当たっては、これらの多様な野生生物を含む原生的な自然環境を後世に引き継いでいくことを目標とする。</p> <p>特に遺産登録時の世界遺産委員会において評価された次のクライテリアについて、その価値を維持できるよう管理していく。</p> <p>クライテリア ix (生態系)</p> <p>遺産地域は北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域であり、季節海氷の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である。</p> <p>クライテリア x (生物多様性)</p> <p>遺産地域は海洋性及び陸上性の多くの種にとって特に重要であり、これらの中にはシマフクロウ、シレトコスマミレなど多くの希少種を含んでいる。遺産地域は多くのサケ科魚類にとって世界的に重要であるとともに、トドや多くの鯨類を含む海棲哺乳類にとっても世界的に重要である。遺産地域は世界的に希少な海鳥類の生息地として重要であるとともに、渡り鳥類にとって世界的に重要な地域である。</p>	<p>自然遺産としての価値をより良い形で後世に引き継いでいくために、「保全状況」「環境圧力・観光圧力」「管理の実績」「管理の効果」の4つの観点から保全管理の目標を設定する。</p> <p>保全管理の各方策は関連計画に基づいて実行し、各目標の達成状況は長期モニタリング計画の枠組みで確認・評価を行うとともに、評価結果は保全管理に反映し、必要な見直しを行う（「6-2 (6)」参照）。</p> <p>【保全管理の目標】</p> <p>■保全状況に関する目標</p> <p>① 遺産登録時の状態と比較し、知床における特異な生態系の生産性が維持されている。</p> <p>② 遺産登録時の状態と比較し、海洋生態系と陸上生態系の相互関係が維持されている。</p> <p>③ 遺産登録時もしくはそれ以前の状態と比較し、遺産登録時の生物多様性が維持されている。</p> <p>■環境圧力・観光圧力に関する目標</p> <p>④ 遺産地域における気候変動の兆候を把握する。</p> <p>⑤ 知床の世界自然遺産としての価値に対する気候変動の影響もしくは影響の予兆を把握する。</p> <p>⑥ 知床の世界自然遺産としての価値に対するレクリエーション利用等の人為的活動による影響もしくは影響の予兆を把握する。</p> <p>■管理の実績に関する目標</p> <p>⑦ 人の利用による環境影響を可能な限り低減する。</p> <p>⑧ ユネスコ世界遺産センター及びIUCNによる現地調査に基づく勧告へ適切に対応する。</p> <p>■管理の効果に関する目標</p> <p>⑨ 遺産地域内海域における海洋生態系の保全と持続可能な水産資源利用による安定的な漁業の両立を図る。</p> <p>⑩ 河川工作物の改良により影響が低減される等により、サケ科魚類の再生産が可能な河川生態系が維持・回復する。</p> <p>⑪ エゾシカの高密度状態によって発生する遺産地域の生態系への過度な影響を低減する。</p> <p>⑫ 住民の生活や産業を守り、利用者の安全と良質な自然体験の場を確保しながら、ヒグマの生態及び健全な個体群を維持する。</p>	<p>点で設定することを記載。</p> <p>「保全状況に関する目標」</p> <p>「環境圧力・観光圧力に関する目標」</p> <p>「管理の実績に関する目標」</p> <p>「管理の効果に関する目標」</p> <ul style="list-style-type: none"> 各目標は長期モニタリング計画と整合する形で設定し、各目標の達成状況は、長期モニタリングに基づく総合評価等において評価することを記載。 クライテリアについては3.(1)に記載。
<p>(2) 管理に当たって必要な視点</p> <p>ア. 地域との連携・協働</p>	<p>7. (3) に移動</p>	
<p>イ. 順応的管理</p>	<p>7 (2) に移動</p>	
<p>ウ. 陸域及び海域の統合的管理</p>	<p>6-2 (4) ③に移動</p>	
<p>エ. 地域区分による管理</p> <p>遺産地域には原生的な自然環境が保存されている地域と観光や漁業活動等の人為的活動と共に存する形で自然環境が維持されている地域があり、これらの地域をそれぞれA地区、B地区に区分して管理を行う。</p>	<p>6. 管理の基本方針</p> <p>6-1 地域区分による自然環境の保全管理</p> <p>遺産地域には原生的な自然環境が保全されている地域と観光や漁業活動等の人為的活動と共に存する形で自然環境が維持されている地域があり、これらの地域をそれぞれA地区、</p>	

<p>A 地区は、将来にわたり厳正な保護管理を図る地域であり、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、各種保護制度に基づき厳正に規制する。当該地域は、主に、原生自然環境保全地域、国立公園特別保護地区及び第1種特別地域、森林生態系保護地域保存地区並びに国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。</p> <p>B 地区は、海域を含み、自然環境の保全と遺産地域の価値を損なわない持続可能な観光や漁業活動等の利用との両立を図る地域であることから、必要に応じ一定の行為を規制し、遺産地域の自然環境の保全を図る。当該地域は、主に、国立公園特別保護地区、特別地域及び普通地域、森林生態系保護地域保全利用地区並びに国指定鳥獣保護区に指定されている。</p>	<p>B 地区に区分して保全管理を行う。(巻末3参照)</p> <p>【A地区】</p> <p><u>A地区は、将来にわたり厳正な保護管理を図る地域であり、主に、原生自然環境保全地域、国立公園特別保護地区及び第1種特別地域、森林生態系保護地域保存地区並びに国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定している。</u></p> <p><u>本地区は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、各種保護制度に基づき厳正に規制する。</u></p> <p>【B地区】</p> <p><u>B地区は、海域を含み、自然環境の保全と遺産地域の価値を損なわない持続可能な観光や漁業活動等の利用との両立を図る地域であり、主に、国立公園特別保護地区、特別地域及び普通地域、森林生態系保護地域保全利用地区並びに国指定鳥獣保護区に指定している。</u></p> <p><u>本地区は、必要に応じ一定の行為を規制し、遺産地域の自然環境の保全を図る。</u></p>	
<p>オ. 一次産業との両立</p>	<p>6-2(3)に移動</p>	
<p>カ. レクリエーション利用と自然環境の保全の両立</p> <p>遺産地域の原生的な自然環境を将来にわたり保全し、人々に大きな感銘をもたらし続けることを前提として、観光、自然探勝、登山、釣り等の利用は、自然環境に支障を及ぼすことのないよう適正に行うこととする。このため、専門家、関係団体、地元自治体及び関係行政機関等により構成する「知床国立公園利用適正化検討会議」において、科学的知見に基づき、地域における合意形成を図りつつ、必要な計画や利用ルールの策定・見直しを行う。また、「知床エコツーリズム推進協議会」を中心に、エコツーリズムの考え方に基づく取組を地域に浸透させていく。これらにより、原生的な自然環境の保全と、地域の主要な産業である観光を始めとするレクリエーション利用との両立を図る。</p>	<p>6-2(5)に再編</p>	
<p>キ. 広域的な視点による管理</p> <p>遺産地域を適切に管理していくため、日露の隣接地域や知床半島基部等の遺産地域の生態系と共通性や連続性を有する遺産地域の隣接地域や、気候変動等の遺産地域の生態系に重大な影響をおよぼす地球規模の課題を視野に入れつつ、管理を行う。</p>	<p>6-2(6)(7)に再編</p>	
<p>3. (5) 遺産地域の保護制度等</p> <p>遺産地域は、原生自然環境保全地域、国立公園、森林生態系保護地域及び国指定鳥獣保護区として、以下のとおり保護を図っている。</p> <p>また、遺産地域内には、ヒグマ、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の野生動物が生息しており、これらの野生動物の一部は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）及び文化財保護法に基づき保護を図っている。</p> <p>漁業に関しては、国内法令や規則、漁業者の自主的な取組等により、水産資源の持続可能な利用が図られている。</p>	<p>6-2 基本方針</p> <p>(1) 保護制度等の適切な運用</p> <p><u>知床の世界自然遺産としての価値をより良い形で後世に引き継いでいくことを目的として、その顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性のある開発等の人為的影響から確実に保護するため、国内法令等に基づく保護制度を適切に運用するとともに、関連計画等に基づく施策等を着実に履行する。</u></p> <p>遺産地域では、原生自然環境保全地域、国立公園、森林生態系保護地域及び国指定鳥獣保護区が指定されており、これらの保護地域を適切に管理する。</p> <p>また、遺産地域内には、ヒグマ、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の野生動物が生息しており、これらの野生動物の一部は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）及び文化財保護法に基づき、国内希少野生動植物種及び天然記念物として保護を図っている。</p> <p>漁業に関しては、国内法令や規則、漁業者の自主的な取組等により、水産資源の持続可</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護制度及び関連計画、既存のルール等について最新の情報に更新（主に国立公園、森林生態系保護地域）。
<p>ア. 原生自然環境保全地域</p> <p>「原生自然環境保全地域」は、人の活動により影響を受けることなく原生状態を保持し、一定のまとまりを有している土地の区域で、当該区域の自然環境を保全することが特に必要な地域について、環境大臣が「自然環境保全法」に基づき指定及び管理する地域である。</p>		

<p>同法に基づき、昭和 55 年（1980 年）2 月に遠音別岳周辺が知床国立公園の区域から除外され、「遠音別岳原生自然環境保全地域」に指定された。この原生自然環境保全地域の全域が遺産地域に含まれている。</p> <p>原生自然環境保全地域においては、学術研究等特別の事由による場合を除き、工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕及び放出、落葉落枝の採取やたき火など当該地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為が禁止されている。</p> <p>イ. 国立公園</p> <p>「国立公園」は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、環境大臣が「自然公園法」に基づき指定及び管理する地域である。</p> <p>同法に基づき、昭和 39 年（1964 年）6 月に「知床国立公園」に指定された地域のすべてが、遺産地域に含まれている。公園の保護及び利用上重要な地域であって工作物の新改増築、木竹の伐採等の行為は環境大臣の許可が必要とされている「特別地域」、及び公園の核心的部分を厳正に保護する地域であって工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕及び放出、落葉落枝の採取やたき火等の行為についても環境大臣の許可が必要とされ、より厳正に保護が行われている「特別保護地区」、並びに海面の埋め立て等の行為に環境大臣への届出が必要とされる「普通地域」がそれぞれ国立公園の保護規制計画に基づき指定され、この地域区分に応じて各種行為が規制されている。また、自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図るため、国立公園の利用施設計画に基づき、歩道やビジターセンター等の整備が行われている。</p> <p>ウ. 森林生態系保護地域</p> <p>「森林生態系保護地域」は、我が国の森林帯を代表する原生的な天然林が相当程度まとまって存在する地域を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的としている。森林生態系保護地域は、林野庁が「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき計画的に国有林野の管理経営を行う中で、地域毎の具体的な管理経営の計画策定に係る細部事項を定めた「国有林野管理経営規程」により策定された「国有林野施業実施計画」において設定し管理する地域である。</p> <p>本制度に基づき、平成 2 年（1990 年）4 月に知床半島の中心部の地域が「知床森林生態系保護地域」に設定され、さらに平成 16 年（2004 年）4 月には、知床横断道路西側の遠音別岳周辺地域まで拡大された。「保存地区」は、最も原生的状況を呈する林分で、森林生態系の厳正な維持を図る地区であり、学術研究や非常災害時の応急処置のための行為等を除き、原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねることとしている。「保全利用地区」は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たす地区であり、木材生産を目的とする森林施業は行わず、自然的条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用を行うものとしている。</p> <p>エ. 鳥獣保護区</p> <p>「国指定鳥獣保護区」は、国際的又は全国的な鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域について、環境大臣が「鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律」</p>	<p>能な利用を図っていく。</p> <p>①原生自然環境保全地域</p> <p>「原生自然環境保全地域」は、人の活動により影響を受けることなく原生状態を保持し、一定のまとまりを有している土地の区域で、当該区域の自然環境を保全することが特に必要な地域について、環境大臣が「自然環境保全法」に基づき指定及び管理する地域である。</p> <p>同法に基づき、1980 年（昭和 55 年）2 月に遠音別岳周辺が知床国立公園の区域から除外され、「遠音別岳原生自然環境保全地域」に指定された。この原生自然環境保全地域の全域が遺産地域に含まれている。</p> <p>原生自然環境保全地域においては、学術研究等特別の事由による場合を除き、工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕及び放出、落葉落枝の採取やたき火など当該地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を禁止する。</p> <p>②国立公園</p> <p>「国立公園」は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、環境大臣が「自然公園法」に基づき指定及び管理する地域である。</p> <p>同法に基づき 1964 年（昭和 39 年）6 月に「知床国立公園」に指定した地域のすべてが、遺産地域に含まれている。公園の保護及び利用上重要な地域であって工作物の新改増築、木竹の伐採等の行為に環境大臣の許可が必要である「特別地域」、及び公園の核心的部分を厳正に保護する地域であって工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕及び放出、落葉落枝の採取やたき火等の行為についても環境大臣の許可を必要とするものとし、より厳正に保護を行なう「特別保護地区」、並びに海面の埋め立て等の行為に環境大臣への届出が必要である「普通地域」をそれぞれ国立公園の保護規制計画に基づき指定し、この地域区分に応じて各種行為を規制する。</p> <p>また、観光圧力をコントロールするための「利用調整地区」を一部地域に指定しているほか、2021 年（令和 3 年）の法改正により、野生動物への餌付け等の行為についても新たに規制対象とした。さらに、自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図るため、国立公園の利用施設計画に基づき、歩道やビジターセンター等の整備を行うほか、エゾシカ管理のための捕獲事業などを生態系維持回復計画に基づき実施する。</p> <p>③森林生態系保護地域</p> <p>「森林生態系保護地域」は、我が国の森林帯を代表する原生的な天然林が相当程度まとまって存在する地域を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的としている。森林生態系保護地域は、林野庁が「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき計画的に国有林野の管理経営を行う中で、地域毎の具体的な管理経営の計画策定に係る細部事項を定めた「国有林野管理経営規程」により策定された「国有林野施業実施計画」において設定し、管理する地域である。</p> <p>本制度に基づき、1990 年（平成 2 年）4 月に「知床森林生態系保護地域」を知床半島の中心部の地域に設定し、さらに 2004 年（平成 16 年）4 月には、知床横断道路西側の遠音別岳周辺地域まで拡大した。「保存地区」は、最も原生的状況を呈する林分で、森林生態系の厳正な維持を図る地区であり、学術研究や非常災害時の応急処置のための行為等を除き、</p>
---	---

<p>に基づき指定する地域である。</p> <p>同法に基づき平成13年(2001年)11月に指定された国指定知床鳥獣保護区及び同特別保護地区が遺産地域と重複している。狩猟が禁止されている「鳥獣保護区」に加えて、特に鳥獣の生息、繁殖の場として重要な場所は一定の開発行為が規制される「特別保護地区」が指定されているとともに、より一層の保護管理を図る区域として、特別保護地区の一部が「特別保護指定区域」に指定されている。「特別保護指定区域」では、木竹以外の植物の採取、動物の捕獲、落葉落枝の採取に加え、犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること、鳥獣の巣に影響を及ぼす可能性のある観察及び撮影等が規制されている。</p> <p>オ. 国内希少野生動植物種</p> <p>「国内希少野生動植物種」は、本邦に生息又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、「種の保存法」に基づき、政令で定められるものである。</p> <p>遺産地域に生息する動物のうち、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の鳥類が国内希少野生動植物種に定められており、捕獲、殺傷、譲渡し等が禁止されている。</p> <p>カ. 天然記念物</p> <p>「天然記念物」は、動植物(生息地、繁殖地、渡来地及び自生地を含む。)、地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なものを保存することを目的とし、文部科学大臣が「文化財保護法」に基づき指定するものである。</p> <p>遺産地域に生息する動物のうち、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の鳥類及び昆虫類1種(カラフトルリシジミ)が天然記念物に指定されている。</p> <p>天然記念物の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可が必要である。</p> <p>また、遺産地域内には「北海道文化財保護条例」に基づく「道指定天然記念物」として「羅臼の間歇泉」が指定されており、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、北海道教育委員会の許可が必要である。</p> <p>キ. 水産資源の利用と保全</p> <p>水産資源については、「漁業法」及び「水産資源保護法」に基づく「北海道海面漁業調整規則」及び「北海道内水面漁業調整規則」による規制に加え、漁業者、漁業団体の自主的取組による資源の管理・利用に関する規制や資源の増殖等の管理が行われている。</p> <p>知床半島の主要な水産資源であるシロザケ、カラフトマスについては、これらの法令に基づき、海面や内水面での採捕が制限されている。</p> <p>また、スケトウダラについては、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」により、毎年、採捕量の上限値を設定し、採捕量を管理するほか、漁業者、漁業団体等が各種調査等を活用して自主的に資源管理の取組を行っている。</p>	<p>原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねる。「保全利用地区」は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持ち、保存地区と同質の天然林を主体とし、一体的に保護・管理する地区とする。なお、自然的条件等に応じて、自然観察教育としての行為を必要に応じ行うことができるものとする。</p> <p>④鳥獣保護区</p> <p>「国指定鳥獣保護区」は、国際的又は全国的な鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域について、環境大臣が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する地域である。</p> <p>同法に基づき、1982年(昭和57年)に国設知床鳥獣保護区及び同特別保護地区として指定した。その後、2001年(平成13年)、2021年(令和3年)に存続期間を更新するかたちで国指定知床鳥獣保護区及び同特別保護地区として指定しており、同鳥獣保護区の区域は遺産地域と重複している。狩猟が禁止されている「鳥獣保護区」に加えて、特に鳥獣の生息、繁殖の場として重要な場所は「特別保護地区」に指定して一定の開発行為を規制するとともに、特別保護地区の一部を「特別保護指定区域」に指定してより一層の保護管理を図る。「特別保護指定区域」では、木竹以外の植物の採取、動物の捕獲、落葉落枝の採取に加え、犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること、鳥獣の巣に影響を及ぼす可能性のある観察及び撮影等を規制する。</p> <p>⑤国内希少野生動植物種</p> <p>「国内希少野生動植物種」は、本邦に生息又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、「種の保存法」に基づき、政令で定められるものである。</p> <p>遺産地域に生息する動物のうち、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の鳥類が国内希少野生動植物種に指定しており、捕獲、殺傷、譲渡し等を禁止する。</p> <p>⑥天然記念物</p> <p>「天然記念物」は、動植物(生息地、繁殖地、渡来地及び自生地を含む。)、地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なものを保存することを目的とし、文部科学大臣が「文化財保護法」に基づき指定するものである。</p> <p>遺産地域に生息する動物のうち、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の鳥類及び昆虫類1種(カラフトルリシジミ)が天然記念物に指定されている。天然記念物の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を必要とする。</p> <p>また、遺産地域内には「北海道文化財保護条例」に基づく「道指定天然記念物」として「羅臼の間歇泉」が指定されており、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、北海道教育委員会の許可を必要とする。</p> <p>⑦水産資源の利用と保全</p> <p>水産資源については、「漁業法」及び「水産資源保護法」に基づく「北海道漁業調整規則」による規制に加え、漁業者、漁業団体の自主的取組による資源の管理・利用に関する規制や資源の増殖等の管理が行われている。</p>
--	---

	<p>知床半島の主要な水産資源である<u>サケ類</u>については、これらの法令に基づき、海面や内水面での採捕<u>を制限</u>している。</p> <p>また、スケトウダラについては、「<u>漁業法</u>」により、毎年、採捕量の上限値を設定し、採捕量を管理するほか、漁業者、漁業団体等<u>も</u>各種調査等を活用して自主的に資源管理の取組を行<u>う</u>。</p>	
<p>5. 管理の方策</p> <p>(1) 陸上生態系及び自然景観の保全</p> <p>ア. 基本的な考え方</p> <p>遺産地域が有する原始性、生物多様性及び優れた自然景観を将来にわたって保全するため、これらの基盤となる生態系の構造と機能を維持・保全する。原則として自然状態における遷移に委ねることを基本とし、特定の生物や人為的活動が生態系に著しく悪影響を及ぼしている場合は、これらの影響を緩和させるための有効な対策を講じていくものとする。</p>	<p>(2) 陸域に関する保全管理</p> <p>①野生動物の保全管理</p> <p>遺産地域が有する原始性、生物多様性及び優れた自然景観を将来にわたって保全するため、これらの基盤となる生態系の構造と機能を維持・保全する。原則として自然状態における遷移と攪乱に委ねることを基本と<u>するが</u>、特定の生物や<u>気候変動</u>、人為的活動が生態系に著しく悪影響を及ぼしている、<u>またはその可能性が強く懸念される</u>場合は、<u>予防原則に基づき</u>これらの影響を<u>回避・低減</u>させるための有効な対策を講じていくものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の影響も考慮した記述に修正。
<p>イ. 野生生物の保護管理</p> <p>(ア) 植 物</p>	<p>6 – 2 (2) ②～移動</p>	
<p>(イ) 動 物</p> <p>(a) エゾシカ</p> <p>エゾシカの個体数は、1980 年代後半から急増し、現在では知床半島に生息するエゾシカの密度は非常に高く、知床岬など一部地域では本来の植生が大きく変化するなど生態系や自然景観への悪影響が生じている。こうした状況に対処することを目的として定める付属資料「知床半島エゾシカ保護管理計画」に基づき、知床半島に生息するエゾシカの<u>保護管理</u>を行う。</p> <p>また、<u>北海道全体のエゾシカの保護管理</u>については北海道が行っており、エゾシカの分布は遺産地域から半島基部へ連続しており、個体群の交流も見られるため、北海道全体を対象とした「エゾシカ保護管理計画」の地域計画として「知床半島エゾシカ保護管理計画」を位置づけるなど、<u>北海道全体のエゾシカの管理</u>と緊密な連携をとりつつ知床半島のエゾシカの保護管理を行う。</p>	<p>①-1 エゾシカ</p> <p>エゾシカの個体数は、1980 年代後半から急増し、現在では知床半島に生息するエゾシカの密度は非常に高く、知床岬など一部地域では本来の植生が大きく変化するなど生態系や自然景観への悪影響が生じている。このため、「<u>第4期知床半島エゾシカ管理計画</u>」(<u>2022年策定、付属資料2</u>)に基づき、<u>以下を基本方針として</u>、知床半島に生息するエゾシカの管理を行う。</p> <p>1) <u>本計画が目指すのは、過去のある時点の静的な動植物群集の種構成の回復ではなく、生態的過程により変動する動的な生態系の再生であり、近代的な開拓が始まる前（明治以前）の生態系をモデル（※）とする。</u></p> <p>2) <u>現在みられるエゾシカの増加要因が生態的過程か人為的なものかを区分することは、現在の知見からは判断できない。しかし、日本各地においてニホンジカを長期的に自然に放置した場合に、生態系への甚大な影響が生じている現状を踏まえ、生態系への影響が危惧される本計画対象地域では、予防原則に基づき、できるだけ早急に個体数調整を含めた管理措置を検討することとする。</u></p> <p>3) <u>エゾシカ A 地区、特定管理地区、エゾシカ B 地区、隣接地域ごとに、各地区の現状等を踏まえエゾシカの管理を行う。</u></p> <p>4) <u>各地区では、エゾシカの個体数や植生に与えている影響等について、優先度及び技術的な観点からの実施可能性を考慮して管理の実施箇所を絞り込み、まずそこで具体的な管理措置を講じる。</u></p> <p>5) <u>各地区的管理方針に沿って適切に管理を行いながら、その結果を適切にモニタリング・評価・検証しつつ、管理方針に反映させていく順応的管理手法を採用する。</u></p> <p>6) <u>管理の実施に当たっては、エゾシカの個体群、生物多様性、生態系に及ぼす影響について注意深く観察しながら、慎重に実施する。特に、希少鳥類への影響に配慮する。</u></p> <p>7) <u>農林漁業や住民生活、交通事故等、人間活動とエゾシカの軋轢が生じている地域については、個体数調整も含めた管理事業の実施により、軋轢緩和を図る。</u></p> <p><u>(※) 原生的な自然環境を目標とするものではなく、長い年月の間、人の暮らしによつ</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知床半島エゾシカ管理計画に基づいた管理を実施していくこととし、当該第4期計画に示された基本方針「1)～7)」に基づいた管理を実施していく旨、記載。 ・北海道全体を対象としたエゾシカ管理との連携や知床国立公園生態系維持回復事業計画などの関連計画とも整合を図る旨を記載。

	<p>てゆるやかな影響を受けてきた生態系</p> <p>なお、「知床半島エゾシカ管理計画」の見直しを行った場合には、その内容に応じた管理を行っていく。</p> <p>また、エゾシカは遺産地域から半島基部の遺産地域外へ連続して生息分布していることから、北海道による北海道全域を対象とした第二種特定鳥獣管理計画「北海道エゾシカ管理計画」の地域計画として「知床半島エゾシカ管理計画」を位置づけ、緊密な連携をとりつつ、知床半島のエゾシカの保護管理を行う。</p> <p>このほか、自然公園法に基づく「知床国立公園生態系維持回復事業計画」及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく「被害防止計画」等の関連計画と整合を図り、エゾシカの保護管理を行う。</p>	
<p>(b)ヒグマ</p> <p>遺産地域では世界有数の高い密度でヒグマの個体群が維持されていることから、発信機を用いた行動調査や生息環境の利用状況調査等の結果を踏まえ、個体群の動態を把握し、適正な保護管理を行う。特に利用者や地域住民とヒグマとのあつれきを回避するために、誘引物の除去、追い払い等の対応、利用者の行動制限を含む利用システムの構築、適切な施設整備及び利用者等への普及啓発、情報提供に努める。</p>	<p>①-2 ヒグマ</p> <p>環境研究総合推進費による研究成果（2019年～2021年）によれば、知床半島に定着しているヒグマ個体数は約400～500頭と推定されており、遺産地域では世界有数の高い密度でヒグマの個体群が維持されていたが、2023年に発生した市街地や農地等におけるヒグマの大量出没により捕獲頭数が急増したことなど、ヒグマ個体数はこの推定値から大きく変化している可能性がある。また、ヒグマは、河川でのサケ科魚類等の捕食を通じて遺産価値である海洋生態系と陸上生態系の物質循環に貢献する重要な種の一つとなっている。</p> <p>このため、遺産地域及び隣接地域における住民の生活や産業を守り、利用者の安全と良質な自然体験の場を確保するとともに、サケ科魚類等の捕食を通じて知床半島の海域と陸域の生態系の物質循環に貢献するヒグマについて、その生態及び個体群を将来にわたって持続的に維持することを目的として策定された「第2期知床半島ヒグマ管理計画」（2022年策定、付属資料3）に基づき、以下を基本的な考え方として知床半島に生息するヒグマの保護管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 個体群の状況に応じて問題個体管理と個体数管理を併用し、ヒグマの順応的管理をおこなう。 2) メスヒグマの人為的な死亡数を管理上の目安とする。 3) 対象地域をゾーニングするとともに、ヒグマの行動段階を規定し、各ゾーンの特性や出没個体の有害性に応じた対策を展開する。 4) 北海道ヒグマ管理計画との整合を図り、知床半島のヒグマの生息数及び地域社会との軌跡状況を踏まえ、順応的な個体群管理及び個体管理を進める。 5) ヒグマと共存するための知恵を地域住民や利用者とともに考え、啓発することにより主体的な行動を促し、問題個体の発生原因となり得る人間側の行動を抑制し、問題個体の減少をめざす。 6) 出没時における管理活動や、被害防除のための対策を実施することにより、農業・漁業被害を減少させるとともに、地域住民の不安感の解消を図る。 7) 生態系の物質循環におけるヒグマの重要性を踏まえ、その餌資源の確保など生息環境の保全・再生を図る。 8) 適切かつ持続的なモニタリングを行い、その結果を踏まえて管理手法の見直しを行う。 <p>なお、「知床半島ヒグマ管理計画」の見直しを行った場合には、その内容に応じた管理を行っていく。最新の見直し状況としては、2023年のヒグマ大量出没等を受け、「北海道ヒグマ管理計画」と同様に知床半島においても必要に応じて個体数調整の実施を選択肢の一</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知床半島ヒグマ管理計画に基づいた管理を実施していくこととし、当該第2期計画に示された「管理の基本的な考え方」の「1)～8)」に基づいた管理を実行していく旨、記載。 ・北海道全体を対象としたヒグマ管理との連携や関連計画とも整合を図る旨を記載。 ・ヒグマと人との軌跡やそれを改善するための改正自然公園法に基づく指導等については、「8.自然の適正な利用」にて記載。

	<p>つとし、ヒグマ個体群の順応的管理を可能とするために、第2期計画の一部を改定した。</p> <p>また、北海道全体を対象とした第二種特定鳥獣管理計画「北海道ヒグマ管理計画」の地域計画として「知床半島ヒグマ管理計画」を位置づけるとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく「被害防止計画」等の関連計画と整合を図り、ヒグマの保護管理を行う。</p>	
<p>(c)シマフクロウ</p> <p>種の保存法に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法に基づく天然記念物に指定され、その捕獲や殺傷は禁止されている。また、前者の法律に基づき策定される保護増殖事業計画に従い、関係行政機関は専門家等との連携・協力のもとに本種の保護増殖のための事業を実施する。</p> <p>遺産地域に生息するシマフクロウは、人工給餌に依存する個体がほとんどなく、自然下で繁殖しており、当該地域は本種の保護上極めて重要な生息地となっている。また、繁殖した個体が周辺地域に移動分散することにより、当該地域は周辺地域への新規個体の「供給源」的役割を有していると考えられる。</p> <p>このため、つがいの生息が確認されている河川の周辺においては、極力、自然環境を現状のまま維持するとともに、必要に応じ生息環境の改善を行う。また、シマフクロウの生息環境をかく乱しないよう、入り込み者への指導を行う。さらに、個体ごとの管理にも着目し、繁殖状況を把握するモニタリング調査、巣立ちビナの移動分散・生存状況を把握するための標識調査等を引き続き実施する。</p>	<p>①-3 シマフクロウ</p> <p>種の保存法に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法に基づく天然記念物に指定され、その捕獲や殺傷は禁止されており、両法を適切に運用する。また、種の保存法に基づく保護増殖事業計画に従い、関係行政機関は専門家等との連携・協力のもとに本種の保護増殖のための事業を実施する。</p> <p>遺産地域に生息するシマフクロウは、人工給餌に依存する個体がほとんどなく、自然下で繁殖しており、当該地域は本種の保護上極めて重要な生息地となっている。また、繁殖した個体が周辺地域に移動分散することにより、当該地域は周辺地域への新規個体の「供給源」的役割を果たすことが期待されている。</p> <p>このため、つがいの生息が確認されている河川周辺においては、極力、自然環境を現状のまま維持することに加え、必要に応じ生息環境の改善を行う。加えて、周辺地域への移動分散を促すため、遺産地域周辺部における生息環境整備にも取り組む。また、シマフクロウの生息環境をかく乱しないよう、観察マナー等に関する普及啓発・指導を行う。さらに、個体ごとの管理にも着目し、繁殖状況を把握するモニタリング調査、巣立ちビナの移動分散・生存状況を把握するための標識調査等を引き続き実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺産地域からの移動分散を促す取組についても記載。
<p>(d)オオワシ・オジロワシ</p> <p>オオワシ、オジロワシは、ともに種の保存法に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法に基づく天然記念物に指定され、その捕獲や殺傷は禁止されている。</p> <p>遺産地域の海岸斜面等には、ワシ類の利用できる森林が連続しており、越冬期のオオワシ、オジロワシが常時利用する道内でも最も重要な環境となっている。また、オジロワシが高い密度で営巣、繁殖する重要な繁殖地にもなっている。このため、これら海岸斜面の森林を保全するとともに、オジロワシの繁殖期には人がむやみに営巣地周辺に近づかないよう利用者への指導、普及啓発を図る。</p> <p>さらに、オオワシ、オジロワシの鉛中毒を防止するため、北海道内でのエゾシカ猟における鉛弾の使用禁止を徹底する。</p> <p>オオワシ、オジロワシの保護対策を総合的に実施するため、種の保存法に基づいて策定される保護増殖事業計画に従い、餌資源調査等を進めるとともに、渡りルートの解明や行動生態の把握に努める。</p>	<p>①-4 オオワシ・オジロワシ</p> <p>オオワシ、オジロワシは、ともに種の保存法に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法に基づく天然記念物に指定され、その捕獲や殺傷は禁止されており、両法を適切に運用する。また、種の保存法に基づく保護増殖事業計画に従い、関係行政機関は専門家等との連携・協力のもとに本種の保護増殖のための事業を実施する。</p> <p>遺産地域の海岸斜面等には、ワシ類の利用できる森林が連続しており、越冬期のオオワシ、オジロワシが常時利用する道内でも最も重要な環境となるとともに、オジロワシが高い密度で営巣、繁殖するオジロワシ国内繁殖個体群の重要な繁殖地にもなっている。このため、これら海岸斜面の森林を保全するとともに、オジロワシの繁殖期には人がむやみに営巣地周辺に近づかないよう利用者への指導、普及啓発を図る。</p> <p>また、オオワシ、オジロワシの鉛中毒を防止するため、北海道内でのエゾシカ猟における鉛弾の使用禁止を徹底するとともに、関係行政機関は専門家等と連携・協力し、個体群動態の継続的な把握や人為的事故発生件数の抑制、生息環境の保全等に努めるなど、オオワシ、オジロワシの保護対策を総合的に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・種の保存法に基づく保護増殖事業計画に従い、専門家等との連携・協力のもと事業を実施する旨を記載。
<p>(1) 陸上生態系及び自然景観の保全</p> <p>イ. 野生生物の保護管理</p> <p>(ア) 植物</p> <p>遺産地域には、ミズナラ、イタヤカエデ、トドマツ、アカエゾマツ等の針広混交林、ダケカンバやミヤマハンノキにより構成される落葉広葉樹林、ハイマツ低木林等の森林群落、</p>	<p>②植物群落の保全管理</p> <p>遺産地域が有する原始性、生物多様性及び優れた自然景観を将来にわたって保全するため、これらの基盤となる生態系の構造と機能を維持・保全する。原則として自然状態における遷移と搅乱に委ねることを基本とするが、特定の生物や気候変動、人為的活動が生態系に著しく悪影響を及ぼしている、またはその可能性が強く懸念される場合は、予防原則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植物群落の状況について最新の情報に更新。 ・植生のモニタリングに際し、気候変動への影響の把握にも努める旨を記載。

として山岳稜線部に広がる高山植物群落や山岳湖沼の周辺に広がる湿原植物群落、そして海浜の砂礫地とこれに続く断崖、急傾斜地の海岸植物群落、海岸断崖上部の風衝草原、高茎草本群落など多様な植物群落が発達している。これらの多様な植物群落を含む遺産地域は、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園特別保護地区若しくは特別地域又は知床森林生態系保護地域に指定されており、各種保護制度に基づき、関係行政機関と専門家等との連携・協力体制を構築することにより、適正かつ効果的な管理を行う。

また、遺産地域の植生については、植生帯毎に以下の状況が確認されている。

高山帯（高山植生）については、知床連山周辺において登山道や野営指定地の荒廃が一部進行しているほか、知床沼周辺においても、登山者の利用による湿原植生への影響が懸念されている。また、シレトコスミレに対するエゾシカの採食痕が確認されるなど、エゾシカの高山帯への侵出が近年になって徐々に進行してきている。

亜高山帯（ダケカンバ林、ミヤマハンノキ林、針葉樹林）については、エゾシカによる軽度の採食圧はあるものの、目立った影響は確認されていない。

山地帯（針広混交林）については、標高300m以下の地域のほぼ全域で、エゾシカの採食圧の影響を受けて森林構造が変化しつつある。特に知床岬（森林部分）、ルシャ川下流域、幌別・岩尾別といった斜里側の越冬地においてその影響が顕著である。

海岸（海岸植生）については、一部の岩礫地を除いてほぼ全域でエゾシカの採食圧の影響がみられるが、特にルシャ地区、知床岬（草原部分）において、エゾシカの選好性の高い植物種の減少が著しい。また、知床岬では草原植生に対する利用者による踏圧及び外来種の侵入が確認されている。

以上の状況を踏まえ、人の踏みつけ、エゾシカ、外来種による影響について、以下の対策を行う。

植物群落の多様性及び希少種の分布状況に留意しつつ、それらの保護上重要な地域における調査研究・モニタリングを行い、その結果を基に人為的な影響の軽減、適切な保全対策の実施を図る。特に知床連山、知床沼周辺、知床岬等での人の踏みつけによる植生の損傷状況を引き続き把握し、立入りの制限、適正な誘導、植生の復元等を行う。また、シレトコスミレやチシマコハマギク等の希少種の盗掘防止のため、関係行政機関は地元自治体等と連携・協力し、パトロールの強化を図る。

エゾシカの採食圧による自然植生への影響については定期的に実態把握を行い、所要の対策を検討する。特に、エゾシカによる採食や踏みつけによる影響が著しい知床岬地区の風衝草原、高茎草本群落等については、異なる植生タイプ毎に設置しているエゾシカ侵入防止柵等により、地域固有の遺伝子資源を保存するとともに、採食圧の排除に伴う植生の回復状況についてモニタリングを行い、それらの結果も踏まえて保護対策を早急に検討する。また、すでに影響の著しいエゾシカの越冬地周辺部、これまでに採食圧を受けていなかった高山帯及び生育状況の良好な海岸植生を中心に、エゾシカによる植生への影響の拡大を把握することに特に留意する。

外来植物については、海岸を中心に侵入・定着実態の把握を進めるとともに、生態系や景観に与える影響の程度や防除の効率を踏まえて、防除や普及啓発等の対策を検討する。

「これとこ100平方メートル運動地」については、幅広い市民参加のもとに、周辺の森林生態系との調和に配慮しつつ、森林の回復に関する事業を推進する。

に基づきこれらの影響を回避・低減させるための有効な対策を講じていくものとする。

遺産地域には、ミズナラ、イタヤカエデ、トドマツ、アカエゾマツ等の針広混交林、ダケカンバやミヤマハンノキにより構成される落葉広葉樹林、ハイマツ低木林等の森林群落、主として山岳稜線部に広がる高山植物群落や山岳湖沼の周辺に広がる湿原植物群落、そして海浜の砂礫地とこれに続く断崖、急傾斜地の海岸植物群落、海岸断崖上部の風衝草原、高茎草本群落など多様な植物群落が発達している。

こうした各種の植物群落の一部においては、利用者による影響や特定の生物の過剰な増加による影響がすでに顕在化している。高山帯（高山植生）については、知床連山周辺において登山道や野営指定地での荒廃が一部進行しているほか、知床沼や羅臼湖周辺においても、登山者の利用による湿原植生への影響が懸念されている。また、シレトコスミレに対するエゾシカの採食痕が確認される年もあり、エゾシカの高山帯への侵出に留意が必要である。

また、亜高山帯（ダケカンバ林、ミヤマハンノキ林、針葉樹林）については、エゾシカによる軽度の採食圧はあるものの、目立った影響は確認されていないが、山地帯（針広混交林）については、標高300m以下の地域のほぼ全域で、エゾシカによる採食圧を受けた森林構造の変化が懸念される。特に知床岬（森林部分）、ルシャ川下流域、幌別・岩尾別といった斜里側の越冬地においてその影響が顕著である。

さらに、海岸（海岸植生）については、一部の岩礫地を除いてほぼ全域でエゾシカによる採食圧の影響がみられるが、特にルシャ地区、知床岬（草原部分）において、エゾシカの選好性の高い植物種の減少が著しい。また、知床岬では草原植生に対する利用者による踏圧及び外来植物の侵入が確認されている。

このため、以下の対策を実施する。

1) 植物群落の多様性及び希少種の分布状況に留意しつつ、それらの保護上重要な地域におけるモニタリング・調査研究を行い、その結果を基に人為的な影響の回避・低減、適切な保全対策を実施する。

特に知床連山、知床沼周辺、知床岬等での人の踏みつけによる植生の損傷状況を引き続き把握し、立入りの制限、適正な誘導、自然工法等を用いた登山道の修復、植生の復元等を実施する。また、シレトコスミレやチシマコハマギク等の希少種の盗掘防止のため、関係行政機関は地元自治体等と連携・協力し、パトロールの強化を図る。

2) エゾシカによる自然植生への影響については、「知床半島エゾシカ管理計画」に基づき、定期的に実態把握を行い、エゾシカの個体数調整を含む所要の対策を検討・実施する。

エゾシカによる採食や踏みつけによる著しい影響が確認されていた知床岬地区の風衝草原、高茎草本群落等については、エゾシカの個体数調整を進めたことで、一時的にエゾシカの発見頭数が減少し、一部で植生の回復も確認された。しかし、再びエゾシカが増加傾向に転じていることから、異なる植生タイプ毎に設置しているエゾシカ侵入防止柵等により、地域固有の遺伝子資源を保存するとともに、採食圧の排除に伴う植生の回復状況についてモニタリングを行い、それらの結果も踏まえて、引き続き植生の保護対策を進める。

また、すでに影響の著しいエゾシカの越冬地周辺部、これまでに採食圧を受けていなかった高山帯及び生育状況の良好な海岸植生を中心に、エゾシカによる植生への影響の拡大を把握することに特に留意する。

3) これらのモニタリングの実施の際には、気候変動による影響の把握にも努める。

	<p>4) 外来植物については、海岸を中心に侵入・定着実態の把握を進め、生態系や景観に与える影響の程度や防除の効率を踏まえて、防除や普及啓発等の対策を検討する。</p> <p>5) 「しつとこ 100 平方メートル運動地」については、幅広い市民参加のもとに、周辺の環境との調和に配慮しつつ、<u>地元実施主体が推進している森林生態系の復元に関する事業に対して協力支援する。</u></p>	
ウ. 自然景観の保全	6-2 (8) ～移動	
<p>エ. 外来種への対応</p> <p>外来種であるアライグマ、アメリカミンク、セイヨウオオマルハナバチ及びオオハンゴンソウ等の知床半島への侵入が確認されており、こうした種による遺産地域の生態系への影響が懸念されることから、遺産地域への侵入の防止、侵入の早期発見と対応、定着した外来種の駆除・制御といった段階に応じた対策を進める必要がある。このため、関係行政機関、地元自治体、関係団体等の連携・協力を図りながら、外来種の定着実態の把握を進めるとともに、侵入経路を推定し、影響の程度や防除の効率を踏まえて、有効な対策や普及啓発等を実施する。</p> <p>なお、自然環境保全法及び自然公園法に基づき、原生自然環境保全地域及び国立公園特別保護地区において動植物の放出を規制しているとともに特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、特定外来生物の飼育・栽培、保管、運搬、野外に放つ等の行為を規制しており、それらの適切な運用と普及啓発に努める。また、北海道内水面漁業調整規則に基づき、ブラウントラウト、カワマスなど5魚種の移植を禁止しており、その普及啓発に努める。</p>	<p>③外来種対策</p> <p><u>知床半島では、</u>外来種であるアライグマ、アメリカミンク、セイヨウオオマルハナバチ及びオオハンゴンソウ等の侵入が確認されている。知床岬に定着していたアメリカオニアザミは駆除作業によって個体数が著しく減少したが、こうした<u>外来種</u>による遺産地域の生態系への影響が懸念されるほか、知床五湖にて園芸種のスイレンが繁茂するなど観光資源としての景観面への影響も確認されている。</p> <p>このため、遺産地域への侵入・拡大の防止、侵入の早期発見と<u>防除</u>、既に定着した外来種の<u>除去</u>・制御といった、段階に応じた対策を進める。なお、自然環境保全法及び自然公園法に基づき、原生自然環境保全地域及び国立公園特別保護地区において動植物の放出を規制しているとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、特定外来生物の飼育・栽培、保管、運搬、野外に放つ等の行為を規制しており、それらの適切な運用と普及啓発に努める。</p> <p>また、北海道漁業調整規則に基づき、ブラウントラウト、カワマス、カムルチーの移植を禁止しており、その普及啓発に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種に関する課題と対策について最新の情報に更新。 ・北海道内水面漁業調整規則の改定に基づく記載の修正。
<p>(2) 海域の保全</p> <p>知床周辺海域は、流氷下のアイスアルジーや、流氷形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖を基礎とした大きな生物生産力を持ち、これに依存する形で豊富な魚類や海棲哺乳類、鳥類等が生息している。また産卵のために遡上するシロザケ、カラフトマスは、ヒグマや猛禽類等の餌資源としても重要な役割を有しており、陸上生態系にも深く関わっている。</p> <p>また、豊かな生物生産を背景にして、これまで長い間、海洋生物と共に存する形で漁業活動が営まれてきた。</p> <p>この遺産地域の海洋生態系の保全と、漁業や海洋レクリエーション等の人間活動による適正な利用との両立を将来に亘って維持していくことを目的として定める付属資料「知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画」に基づき、海洋環境と低次生産、沿岸環境、魚介類、海棲哺乳類、海鳥、海ワシ類、海洋レクリエーションについて管理を行う。</p>	<p>(3) 海域の保全管理と一次産業との両立</p> <p>知床周辺海域は、<u>海氷中や海水下部</u>のアイスアルジー、海氷形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖を基礎とした大きな生物生産力を持ち、これに依存する形で豊富な魚類や海棲哺乳類、鳥類等が生息している。また、産卵のために遡上する<u>サケ類</u>は、ヒグマや猛禽類等の餌資源としても重要な役割を有しており、陸上生態系にも深く関わっている。</p> <p>このような豊かな生物生産を背景にして、これまで長い間、海洋生物と共に存する形で漁業活動が営まれてきた。</p> <p><u>本来、水産業は良好な海域環境の上に成り立つ産業であり、知床周辺の海の豊かさの恩恵を受けている水産業にあっては、遺産地域に生息する野生動物との共存に配慮しながら、持続可能な利用が図られてきた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画」に基づき、管理を行っていくことを示し、当該計画の基本方針を記載 ・サケ、カラフトマス、サクラマスを「サケ類」と記載（以下、同様）。
<p>4. (2) オ. 一次産業との両立</p> <p>遺産地域（陸域）の約95%を占める国有林は、そのほとんどが知床森林生態系保護地域の指定地であり、木材生産を目的とする森林施業は、現在行われていない。また、ごく一部に民有林が含まれているが、原生的な自然景観に配慮しながら計画的な間伐を行うなど森林管理のための施業が行われている。</p> <p>流氷下のアイスアルジーや、流氷形成時の鉛直混合により作られる中層水がもたらす植</p>	<p><u>引き続き、遺産地域の海洋生態系の保全と、漁業や海洋レクリエーション等の人間活動による適正な利用との両立を将来に亘って維持していくことを目的として、海洋環境や海洋生態系の保全及び漁業に関する法規制、並びに海洋レクリエーションに関する自主的ルール及び漁業に関する漁業者の自主的管理を基調として策定された「第4期知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画」（2023年策定、付属資料4）に基づいて、以下の基本方針にて、海洋環境と低次生産、沿岸環境、魚介類、海棲哺乳類、海鳥、海ワシ類、海洋レクリエーションについての管理を行う。</u></p> <p>1) 海洋環境や海洋生態系の保全及び漁業に関する法規制、並びに海洋レクリエーション</p>	

<p>物プランクトンの大増殖により知床周辺海域の生物資源は、他の海域に比べ非常に豊かである。本来、水産業は良好な海域環境の上に成り立つ産業であり、知床周辺の海の豊かさの恩恵を受けている水産業にあっては、遺産地域に生息する野生動物との共存に配慮しながら、水産資源の持続可能な利用を図る。</p>	<p>ンに関する自主的ルール及び漁業に関する漁業者の自主的管理を基調とする。</p> <p>2) 海洋生態系の保全の措置、主要な水産資源の維持の方策及びそれらのモニタリング手法を明らかにし、それらに基づき適切な管理を推進する。</p> <p>3) また、海洋生態系の保全と生態系サービスの享受による地域経済活動との両立を図る。</p> <p>なお、「<u>知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画</u>」の見直しを行った場合は、その内容に応じた管理を行っていく。</p>	
<p>(3) 海域と陸域の相互関係の保全</p> <p>ア. 基本的な考え方</p> <p>遺産地域の豊かな生態系は海域と陸域の相互作用に大きく影響を受けており、海域と陸域の相互関係が顕著であることは、遺産地域が世界自然遺産としてのクライテリア ix (生態系) に該当する根拠の一つである。遺産地域では、ほとんどの河川で河口から上流部までオショロコマが広く生息しており、本種の降海型の分布の南限であると同時に、シマフクロウなど各種野生動物の重要な餌資源にもなっているという特徴を有している。大量に遡上するシロザケ、カラフトマス等は、ヒグマやシマフクロウ、オオワシ、オジロワシなど食物連鎖の頂点に位置する大型哺乳類、猛禽類の重要な餌資源にもなっており、海起源の物質を陸上生態系へ運び、その生産力と生物多様性を高めている。</p> <p>このように河川環境は、遡河性の魚類をはじめ多様な生物を育み、水循環、物質循環を通じて、海洋生態系と陸上生態系を有機的に繋ぐ重要な役割を有している。また、河川を通じた物質循環において重要な役割を果たしているシロザケ、カラフトマスを対象とする漁業活動が知床周辺海域では昔から活発に行われており、漁業を基幹産業として地域が発展してきた。</p> <p>このため、河川環境の保全及びサケ科魚類の持続的な利用と保全を推進することで海域と陸域の相互関係の保全を図る。</p>	<p>(4) 海域と陸域の相互関係の保全</p> <p>遺産地域の豊かな生態系は海域と陸域の相互作用に大きく影響を受けており、海域と陸域の相互関係が顕著であることは、遺産地域が世界自然遺産としてのクライテリア ix (生態系) に該当する根拠の一つである。遺産地域では、ほとんどの河川で河口から上流部までオショロコマが広く生息しており、本種の降海型の分布の南限であると同時に、シマフクロウなど各種野生動物の重要な餌資源にもなっている。大量に遡上する<u>サケ類</u>は、ヒグマやシマフクロウ、オオワシ、オジロワシなど食物連鎖の頂点に位置する大型哺乳類、猛禽類の重要な餌資源にもなっており、海起源の物質を陸上生態系へ運び、その生産力と生物多様性を高めている。</p> <p>このように河川環境は、遡河性の魚類をはじめとした多様な生物を育み、水循環、物質循環を通じて、海洋生態系と陸上生態系を有機的に繋ぐ重要な役割を有している。また、河川を通じた物質循環において重要な役割を果たしている<u>サケ類</u>を対象とする漁業活動が知床周辺海域では昔から活発に行われており、漁業を基幹産業として地域が発展してきた。</p> <p>このため、河川環境の保全及びサケ科魚類の持続的な利用と保全を引き続き推進することで、海域と陸域の相互関係の保全を図る。</p>	
<p>イ. 河川環境の保全</p> <p>河川環境が持つ海洋生態系と陸上生態系を繋ぐ役割の発揮には、サケ科魚類の遡上を確保することが重要である。このため、科学委員会におけるサケ科魚類の遡上に及ぼす影響と防災面についての検討の結果を踏まえ、改良が適当と判断した河川工作物については、各工作物を管理する行政機関が順次改良を実施し、改良後は改良効果のモニタリング調査を行い、サケ科魚類の遡上・産卵状況等の把握及び改良効果の検証を行う。また、他の河川工作物を含めて、設置目的の変化等を踏まえ、必要に応じて改めて検討を加える。</p> <p>なお、河川環境に影響を及ぼす各種行為の実施に際しては、その施工方法や環境保全措置について検討を行い、河川に生息する生物に悪影響を及ぼさないよう十分な配慮を行う。</p>	<p>① 河川環境の保全</p> <p>河川環境が持つ海洋生態系と陸上生態系を繋ぐ役割の発揮には、サケ科魚類の遡上を確保することが重要である。このため、科学委員会におけるサケ科魚類の遡上に及ぼす影響と防災面についての検討の結果を踏まえ、改良が適当と判断した河川工作物については、各工作物を管理する行政機関が順次改良を実施し、改良後は改良効果のモニタリング調査を行い、サケ科魚類の遡上・産卵状況等の把握及び改良効果の検証を行う。また、他の河川工作物を含めて、設置目的を踏まえ、必要に応じて改めて検討を加える。</p> <p>なお、河川環境に影響を及ぼす各種行為の実施に際しては、その施工方法や環境保全措置について検討を行い、河川に生息する生物に悪影響を及ぼさないよう十分な配慮を行う。</p>	
<p>ウ. サケ科魚類の利用と保全</p> <p>シロザケ、カラフトマス、サクラマスは、漁業法等に基づいて、海面における定置漁業等による利用がなされている。一部の河川の河口付近や、全ての河川内については、資源保護等のため、採捕の禁止措置が講じられている。さらに、持続的漁業のため、一部河川等でシロザケ、カラフトマスの人工ふ化放流事業が行われており、回遊・遡上・産卵に関するモニタリングや調査研究を踏まえて、自然産卵の維持を図る。</p>	<p>② サケ科魚類の利用と保全</p> <p>「<u>第4期 知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画</u>」に基づいて、以下のとおりサケ科魚類の持続的な利用と保全に関する管理を行う。</p> <p>1) 河川工作物による産卵遡上障害について順次改良を行った結果、上流部へのサケ類の遡上数及び産卵床数の増加といった効果を確認している。今後とも、海由来物質を陸上生態系へ運搬するサケ類の遡上・産卵を確保するとともに、河川工作物による産</p>	<p>・「<u>知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画</u>」の記載に基づく具体的な事項を記載。</p>

<p>このように、付属資料「知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画」に基づき、サケ科魚類の持続的な利用と保全を推進する。</p>	<p><u>卵遡上障害を実行可能な範囲で回避する。</u></p> <p>2) サケ類の利用は、漁業法等に基づいて、海面における定置漁業等が基本とされており、一部の河川の河口付近や全ての河川内については、資源保護等のため、親魚の採捕の禁止措置が講じられている。さらに、持続的漁業のため、一部河川等でサケ類の人工ふ化放流事業が行われており、今後ともサケ類の適切な資源の管理と持続的な利用を推進する。</p> <p>3) サケ類の自然再生産個体群が維持されることを確認するために、それらの回遊・遡上・産卵・降下に関するモニタリングと集中的な調査を定期的に行う。</p> <p>なお、「知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画」の見直しを行った場合は、その内容に応じた管理を行っていく。</p>	
<p>ウ. 陸域及び海域の統合的管理</p> <p>知床の世界自然遺産としての価値は、様々な海生生物が生息・生育する豊かな海洋生態系と、原始性の高い陸上生態系の相互関係、生物の多様性に特徴があり、また、このような特徴に依存して国際的な希少種であるシマフクロウ、オオワシ等の重要な生息地になっている点にある。</p> <p>したがって、陸域と海域の生態系を指標するような動植物種の生息・生育状況、植物群落や植生の状況、水質や流況など基盤となる環境の状況を把握しつつ、遺産地域を取り巻く陸域と海域の生態系の連続性、健全性をモニタリングし、自然環境に影響を及ぼすような変化の兆候が認められた場合には、科学的な調査を実施して原因の分析と環境回復に向けた対策を検討し、所要の措置を講じるなど、陸域と海域の生態系の保全と管理を統合的に行う。</p> <p>また、そのために関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家等との連携・協力体制を構築し、十分な情報交換を行うとともに、調査研究・モニタリングを担う人材の育成や確保を図る。</p>	<p>③陸域及び海域の統合的管理</p> <p>知床の世界自然遺産としての価値は、様々な海生生物が生息・生育する豊かな海洋生態系と、原始性の高い陸上生態系の相互関係、生物の多様性に特徴があり、また、このような特徴に依存して国際的な希少種であるシマフクロウ、オオワシ等の重要な生息地になっている点にある。</p> <p>したがって、<u>長期モニタリング計画に基づき</u>、陸域と海域の生態系を指標するような動植物種の生息・生育状況、植物群落や植生の状況、水質や流況など基盤となる自然環境の状況や、遺産地域を取り巻く陸域と海域の生態系の連続性、健全性を把握し、自然環境に影響を及ぼすような変化の兆候が認められた場合には、科学的な調査を実施して原因の分析と環境回復に向けた対策を検討し、所要の措置を講じるなど、陸域と海域の生態系の保全と管理を統合的に行う。</p> <p>また、関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家等との連携・協力体制を構築し、十分な情報交換を行うとともに、モニタリング・調査研究を担う人材の育成・確保を図る。</p> <p><u>なお、岩尾別川においては一部の利用者によりヒグマへの著しい接近、つきまとい等の行為が発生しており、サケの遡上促進により、サケを狙うヒグマが誘引され、ヒグマへの接近を目的とした悪質な利用者を引き寄せてしまう懸念が生じている。また、ヒグマへの利用者の著しい接近により、ヒグマによるサケの捕食行動が阻害されている可能性も指摘されており、課題解決に向けて取り組む必要がある。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期モニタリングに基づく順応的管理について記載。
<p>(4) 自然の適正な利用</p> <p>ア. 基本的な考え方</p> <p>遺産地域内の観光、自然探勝、登山、釣り等の利用については、世界自然遺産としての価値を将来にわたって損なうことのないようにすることが必要であり、遺産地域では原生的な自然環境を保存・保全しつつ、人々に感銘を与える質の高い利用機会を提供する。この考え方を踏まえ、知床の原生的な自然にふさわしい利用ルール（「知床ルール」）づくりを進めるとともに、必要に応じて一定の制限や普及啓発等を行うことにより、自然の適正な利用を図る。</p>	<p>6-2 (5) に再編</p>	
<p>イ. 利用の適正化</p> <p>遺産地域が極めて原生的な自然環境、脆弱な自然環境を有する一方で、過剰利用等の問題が生じていること等を踏まえ、地域ごとに、利用形態毎の取扱方針、守るべき利用のルール、管理運営の方向性等を定める利用適正化基本計画に基づき、適正な管理を推進する。</p> <p>また、利用者が留意すべき事項・禁止事項を定める「利用の心得」について、利用者に</p>		

遵守を求めていく。

さらに、脆弱な自然環境に対する人為的影響や過度な利用の集中に伴う問題が生じないように、遺産地域の周辺地域も含めた様々な自然や文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供等を通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図る。併せて、科学的知見に基づき得られた客観的根拠により、利用による植生の荒廃や野生動物の生息への影響が認められる又はそのおそれがある地域において、自然公園法に規定する利用調整地区を導入することにより、必要に応じて利用者数、利用期間等を調整することを検討する。

なお、利用実態や利用に伴う自然環境への影響等については継続的にモニタリングを行い、その結果をもとに必要な計画・ルールの見直し、対策等を行っていく。

ウ. エコツーリズムの推進

遺産地域の利用者の大多数は自動車や観光船による観光周遊の利用者であるが、遺産地域の持つ価値を保護し、後世に引き継ぐためには、利用者の誘導やモニタリング等を行いつつ、利用者が遺産地域の自然環境及びその保護の重要性についてより一層理解を深められるよう、地域の自然環境や生活文化に詳しい者により提供される体験型のプログラムに基づく、野生動物や自然環境の観察等の利用の導入・普及を進めることも大切である。

このため、「知床エコツーリズム推進協議会」を中心に「知床エコツーリズム推進計画」に基づき、地域に暮らし、産業を営む人たちの知恵やきめ細かな情報を活かしながら、野外での自然解説や展示施設でのレクチャー等を行う人材の育成及び利用プログラムの構築と実践に関係行政機関、地元自治体、関係団体が協力して取り組んでいく。また、自然解説等を行う際に、利用に伴う自然環境への悪影響が生じることのないように配慮するための指針を定めた「知床エコツーリズムガイドライン」を効果的に運用する。

エコツーリズムの推進に当たって、知床国立公園利用適正化検討会議との密接な連携を図りつつ、これらの取組を推進することにより、観光周遊利用や宿泊利用においても、地域が主体となって活力ある持続的な地域づくりを進めていくというエコツーリズムの考え方を踏まえた取組が地域に浸透していくことを目指す。

エ. 主要利用形態毎の対応方針

(ア) 観光周遊

遺産地域の利用形態として最も一般的なものは、自動車や観光船による観光周遊である。遺産地域内で自動車による観光周遊に供されている地区にはカムイワッカ、知床五湖、知床峠、羅臼温泉等があるが、車道が比較的少ないことから周遊地は限定されている。周遊しながら、それぞれの利用拠点で風景の鑑賞や徒步による自然の探勝、観察等が行われている。

遺産地域の原生的な自然環境の保全の重要性にかんがみ、自動車利用の増大による支障を招くような新たな車道の設置は、原則として行わない。現在、自動車による周遊に供されている主要な利用拠点や展望地については、利用者が快適に利用でき、遺産地域の自然景観等を鑑賞できるよう、過剰利用の抑制や自然環境への影響防止に十分配慮しつつ、適切な整備を図る。

また、自動車利用の増大から自然環境への悪影響が懸念され、または利用環境が悪化している状況が見られる場合には、代替交通機関の導入によるマイカー規制、低公害車

の導入等の様々な影響緩和措置について、地元関係者の意見を聴きつつ効果的な対策を検討し、自動車利用の適正化と環境に配慮した交通システムの構築を推進する。また自然環境の保全と質の高い利用を推進するため、ひとつの手段としてシャトルバスの導入の可能性や効果についても検討を行う。なお、知床五湖等の利用者が集中する拠点や到達道路が限られているカムイワッカ地区において、自然環境保全等のため現在行われている夏期の自動車利用適正化対策については、その効果を検証するとともに、地元関係者の意見を聴きつつ、ヒグマからの安全確保や動物観察の機会提供等も考慮し、対策の一層の充実と具體化を図る。

知床五湖地区は、遺産地域の中でも特に利用が集中する地域であることから、過剰な利用に伴う問題、あるいは高密度に生息するヒグマとのあつれきを生じさせないように、効果的な利用の制限、誘導や普及啓発、施設整備のあり方、ヒグマの保護管理のあり方を検討し、必要な対策を実施することにより、適正な利用を確保する。

また、斜里側と羅臼側を結ぶ車道である知床横断道路については、ハイマツを含む高山帯を通過していることから、道路利用に伴う自然環境への影響を最小限に留めるため、知床峠を除き通過利用を原則とし、道路上での駐車規制を引き続き実施するとともに、道路の適切な維持管理を行う。ただし、近年利用者が増加傾向にある羅臼湖の適正な利用のあり方について、地元関係者の意見を聴きつつ検討する。

自動車や観光船の利用者が野生動物に餌を与えたり、ゴミを捨てたりする行為が、野生動物の生態に悪影響を及ぼすおそれもある。こうした利用に伴う野生動物への悪影響を防ぐためのルールについて、遵守を求めていく。

(イ) 登山・トレッキング

遺産地域内の山岳部を中心として、登山やトレッキングの利用が行われている。

これらの利用は、脆弱な高山帯の植生や貴重な野生動物の生息地・繁殖地等を含む原生的な自然環境を有する地域を対象として行われることから、こうした自然環境に対して悪影響が生じないようにする必要がある。また、ヒグマが高密度に生息する地域であることから、ヒグマと遭遇する場合もあり、ヒグマとのあつれきを回避することも必要である。

このため、自然環境保全上の配慮事項やヒグマ遭遇時の対応法、ゴミ・食料の管理方法等について、指導・普及啓発を行う。加えて、利用に伴う自然環境への悪影響やヒグマの行動形態等を把握しつつ、必要に応じて、利用の制限（歩道の一時閉鎖、利用区域・期間の限定等）等の適切な措置をとる。また、植生の保護や登山者等の危険防止に配慮した歩道等の適切な整備と維持管理を行う。

登山・トレッキングに伴うキャンプについては、野営指定地であっても、無秩序なテントの設営等により植物を損傷したり、植生破壊を招くことがないよう利用者への指導を徹底する。また、ヒグマ対策用のフードロッカーが設置されている野営指定地では、キャンプの際は安全対策としてフードロッカーを利用するよう指導する。それ以外の地域におけるキャンプについてはフードコンテナを持参するよう普及啓発を行う。さらに、生態系や景観へ悪影響を及ぼさないよう、携帯トイレの利用等のし尿処理に関するルールやマナーの普及啓発など必要な対策を推進する。

(ウ) 海域のレクリエーション利用

動力船を利用して観光目的で知床岬等の陸域に上陸することは、自然環境に悪影響を及

<p>ぼすことが懸念されることから、「知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ」等により、関係行政機関等が連携・協力し、観光目的での上陸の抑制を徹底・強化する。</p> <p>また、遺産地域の海岸部及び海域は、ケイマフリやオオセグロカモメ、ウミウ等の海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地となっているため、観光・レジャー目的の船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察等がこれら海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えることも懸念される。このため、海域のレクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないようルールづくりを行うとともに、普及啓発を行う。</p> <p>遺産地域においては、シーカヤックで半島を周回したり、興味地点まで往復するなどの利用も見られる。シーカヤックでの利用では、キャンプや風待ち等のために上陸が必要となる場合がある。このため、海岸部の植生や野生動物に悪影響を及ぼさないよう、「利用の心得」等のもとに適正に行われるようする。</p> <p>シロザケ、カラフトマスが来遊する時期には、遊漁船等を利用した釣りや河口付近での釣りが行われている。シロザケ、カラフトマス等の釣りについては、現状を踏まえた上で遊漁関係者等と連携・協力し、釣りを目的とした上陸場所の特定、関係法令・規則の遵守、ゴミの持ち帰りや釣り上げた魚の適切な処置等に関する指導を強化するなどして、自然環境への悪影響を防止する。</p> <p>なお、これらの観光・レジャー目的の船舶や水上バイク、シーカヤックの利用、釣りなど海域のレクリエーション利用に当たっては、対象海域の漁業生産活動への支障を防止するという点にも十分配慮するようルールの遵守を求めていく。</p>		
<p>(エ) その他の利用</p> <p>遺産地域ではエゾシカやヒグマ等の野生動物の姿を見ることが日常的であるが、これら野生動物の写真撮影や観察については、野生動物を脅かしたり、繁殖活動に悪影響を与えるおそれがある。また、高山帯や湿地等の脆弱な植生を有する地域においては写真撮影等を目的とした歩道外への踏み出しによる植生衰退を防止する必要がある。このため、利用者への指導や普及啓発活動によりこれらの行為の抑制に努める。ルシャ・テッパンベツ川流域では、特にヒグマが多く生息し、その生態を撮影しようとするカメラマン等の入り込みも見られることから、鳥獣保護区特別保護指定区域の規制をはじめ、必要な措置を講じて、写真撮影等による悪影響が生じないように適正に指導、管理を行う。</p> <p>冬期における雪上でのレクリエーション利用は、オジロワシなど希少鳥類の繁殖活動等に悪影響を及ぼすおそれもあることから、自然環境への悪影響の防止に十分配慮するよう、事前の指導や普及啓発を行う。また雪崩等の危険区域の周知徹底に努める。遠音別岳原生自然環境保全地域及び知床国立公園へのスノーモービルの乗入れや航空機の着陸は規制されていることから、違法な乗入れ等が行われないよう巡回・取締りを行う。</p> <p>また、航空機の低空飛行は、快適な利用や野生動物に悪影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じ関係者に対し、行わないよう要請する。</p> <p>さらに、流氷上でのレクリエーション利用についても、海鳥等の野生動物や景観への影響に十分留意するとともに、必要に応じルールづくりを行う。</p>	<p>(5) 自然の適正な利用</p> <p>遺産地域における適正利用とは、世界自然遺産として認められた顕著な普遍的価値を損なうことなく、利用を通じて多くの人々に共有することをいい、地域主導で取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最新の動向を踏まえ、全般的に情報を更新。 具体的な施策は知床エコツーリズム戦略に基づく

	<p>で地域経済や地域社会の持続・発展に寄与するとともに価値の維持につながるものでなければならない。</p> <p>そのため、知床世界自然遺産に関する地域団体及び行政機関が連携・協働・合意の上で2013年に策定した「知床エコツーリズム戦略」(付属資料5)を必要に応じて見直しつつ、当該戦略に基づいて知床らしい良質な自然体験の共創に取り組む。</p> <p>知床らしい良質な自然体験として、顕著な普遍的価値に沿ったストーリー性を有し、利用者に感動と学びを提供するものであり、同時に価値を損なわないルール、価値の維持に貢献する仕組みを有した責任ある利用を目指す。</p> <p>自然環境を利用する際の原則は、自然環境に内在する危険性を理解した上で、自己の判断に基づき行動することであり、その結果として事故による損害が生じた場合の責任は自らにある。この自己責任の原則が適正な観光利用につながり、多様な観光形態を可能にしていることから、積極的に啓発していく必要がある。</p> <p>一方、各利用に伴う安全面でのリスクに関しては、管理者や事業者において説明や啓発を十分に行うとともに、最大限の回避・低減に向けた検討や取組を行って継続的に改善を図っていくこととする。また、利用者に対して「利用の心得」(付属資料6)を始めとした利用ルールの普及・周知を進める。</p> <p>利用に伴う自然環境への影響等については、社会環境の変化(経済やインバウンド、技術の発達等)や利用者の変化(嗜好や行動等)、野生動物の変化(利用者との相互作用等)が急速に進む中、長期モニタリング計画に基づいた自然科学と社会科学両面からのモニタリングによって的確に把握し、知床エコツーリズム戦略や各種ルールの見直し、対策等への反映を迅速に行う。</p>	<p>き、地域の自主性を重んじながら実施していくことを記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> 付加価値を高めたエコツーリズムの推進により、来訪者の満足度を向上させることによって、地域経済の活性化と遺産価値の保全を促進する好循環を生み出していく観点で修正。
	<p>① 知床エコツーリズム戦略による持続可能な利用の促進</p> <p>「知床エコツーリズム戦略」は、「知床世界自然遺産地域の保全状況に関する調査報告書(2008年、IUCN)」での勧告に基づいて、知床世界自然遺産に関する地域団体及び行政機関が連携・協働・合意の上で2013年に策定したものである。</p> <p>知床におけるエコツーリズムを含む各種の利用は、「知床エコツーリズム戦略」に示された以下の3つの基本原則と8つの視点を基本方針として持続的に促進する。</p> <p>1) 基本原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺産地域の自然環境の保全とその価値の向上 ・世界の観光客への知床らしい良質な自然体験の提供 ・持続可能な地域社会と経済の構築 <p>2) エコツーリズムを含む観光利用の推進にあたって必要な視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域主体・自律的・持続的であること ・共有・協働・連携・ネットワーク ・自然環境を保全すること ・自然生態系に関する理解を促進すること ・地域の文化・歴史的背景を踏まえること ・自己責任の原則と管理責任の分担 ・知床のブランド価値を高めるという視点を持つこと ・順応的管理型であること <p>なお、「知床エコツーリズム戦略」の見直しを行った場合には、その内容に応じた管理を行っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 知床エコツーリズム戦略に基づく基本原則と必要な視点を記載し、エコツーリズムを含む観光利用の推進を記載。

	<p>② 利用による遺産価値の維持と拡張</p> <p>知床世界自然遺産の適正利用に当たっては、「3. 知床世界自然遺産の価値」を人類が共有すべき普遍的な価値として、国内のみならず世界に向けて発信することとし、インバウンド対応や滞在型・高付加価値型の観光も視野に、価値のストーリーに沿った知床らしい良質な自然体験の提供を推進する。</p> <p>良質な自然体験には、地域が主導する質の高いコンテンツとこれを支える遺産地域及び周辺地域の様々な自然環境や文化に関わる資源管理が必要である。このため、ガイドの育成とガイド利用を推奨するとともに、過剰利用の防止などを図るための自然公園法に基づく利用調整地区制度、自然体験活動促進計画等の制度の活用や、アクセスのコントロール、利用者負担のしくみづくり等を進め、利用の分散、利用者の適正な誘導を図る。</p> <p>また、教育的な視点からの適正利用として、これまでにも取り組まれてきた環境学習や「しがとこ 100 平方メートル運動地」による森林回復ボランティア、海岸ゴミ回収イベント、外来種駆除作業なども位置づけ、顕著な普遍的価値に沿ったストーリー性を有し感動と学びを提供する知床らしい良質な自然体験に包含されるものとして、より積極的な推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い利用の促進と過剰利用対策両面から、自然公園制度の活用や知床らしい仕組みづくりのあり方を記載。
	<p>③ 遺産価値の適切な提供と責任ある利用について</p> <p>遺産価値の適正な利用に当たっては、地域が主体となって関係機関と協働しつつ地域の魅力を最大限に引き出し、資源や観光コンテンツの価値を常に高めていくことが利用者の満足度の向上につながり、遺産価値の消耗回避に不可欠である。また、利用者の満足度が向上することによって、遺産価値の保全に対する理解を育み、そのことが持続的な利用や地域社会の発展にもつながるものと捉える。</p> <p>そのため、顕著な普遍的価値として認められた生態系や生物多様性のみならず、それら価値と一体化して育まれた地域の歴史や文化の重要性を再認識した上で、遺産地域が有する価値をわかりやすいストーリーとして整理する。その上で、来訪者に望まれる体験や来訪者が得られる感動と学び、それを提供する体験と媒体を整備し、コンテンツ及びツアー造成に生かすとともに、多くの人々に対して広く発信していく。</p> <p>責任ある利用の実現に向けて、「利用の心得」を始めとして、希少植物の保全や野生生物との接し方も含めた利用ルールの普及・周知を促進するとともに、利用者自らが自然環境に内在する危険性を十分に認識し、自己責任の原則のもと自らの行動に配慮することで遺産価値の維持にも貢献できるように、理解醸成に努める。</p> <p>知床半島に生息するヒグマなどの大型動物は知床を象徴するものであり、遺産価値の重要な構成要素である。しかしながら、一部の利用者によるヒグマへの餌付け、著しい接近、つきまといやそれに伴う撮影等の行為によりヒグマの過度な人慣れや問題行動が助長された結果、利用者へのつきまとい、車両への接近及び接触、荷物等の収奪のほか、利用者が道路に留まることによる渋滞の発生、歩道をはじめとする利用施設の閉鎖、2025 年には羅臼岳においてヒグマによる登山者的人身事故が発生するなど、人命に関わる重大事案を含む利用に支障を及ぼす事例が多数発生している。このため、自然公園法に基づき、ヒグマに餌を与えること、著しく接近すること等の行為を規制し、ヒグマとの適正な距離を保った上での観察や撮影を行うよう指導を徹底するとともに、知床世界自然遺産の利用者全体への情報提供や注意喚起等のあり方について検証を行い、再発防止策を着実に実行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺産のクライテリアのみならず、地域の歴史や文化の重要性に言及。 ・ヒグマとの軋轢解消について自然公園法による規制に言及。 ・2022 年の観光船事故を踏まえたリスクマネジメントに言及。

	<p>知床は、自然そのものが最大の資源であり、自然そのものを体験・体感するようなアクティビティの充実は、同時に、自然のリスクと向き合う機会の増加も意味する。</p> <p>2022年の観光船事故を受けて2024年に斜里町により策定された「自然アクティビティの新たなリスクマネジメント」を踏まえ、地域全体としてリスクを可能な限り抑制し、その可視化を含めてマネジメントすることを目指して取組を進める。</p> <p>エコツアー等の推進にあたっては、実施するエコツアー等の内容に応じ、利用者に対し、安全・リスクに関する情報を事前に十分伝えるとともに、安全確保のための備えを事前に行う必要がある。</p>	
	<p>④ 地域主導による意思決定と運営</p> <p>ユネスコによる「世界遺産条約履行のための作業指針」に基づき、利用の推進は地域主導を基本とし、地域が自律的に取り組むことで地域社会と経済への持続的貢献を図っていく。</p> <p>具体的な施策や新たな取組の検討は、地域の関係団体、ガイド事業者、専門家、地元自治体及び関係行政機関等により構成する「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」において行うこととし、地域の自主性や参加者からの提案を尊重し、科学的知見に基づいた助言を得た上で、連携・協働して実現を目指す。</p> <p>一方、利用者の増加や集中、利用形態の多様化などにより、原生的な雰囲気が失われたり、自然環境への影響が生じている又は生じるおそれがあるほか、自然に内因するリスク上の懸念から利用が制限されるなどの課題もある。これらに対しては、長期モニタリング計画によるモニタリング結果を活用して「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」にフィードバックし、より適正な利用に向けた改善を図るほか、利用者等への普及啓発や情報発信（ニュースレターや知床白書の作成等）を進めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」を具体的な利用推進施策や新たな取組の検討をしたり、利用に伴う課題をフィードバックし改善を検討したりする場として明示。
	<p>⑤ 利用に関する管理手法と配慮事項</p> <p>「知床エコツーリズム戦略」において、地区毎の自然環境と利用施設の状況等を踏まえたゾーニングを規定し、適正な利用を推進する。</p> <p>主な利用地区や利用形態ごとの配慮事項は、以下のとおりとし、これらの推進に努めることで、適正な利用としての最適化を図っていく。また、利用者の適切な動線管理やアクセスコントールによる利用者の自然体験の質の向上と共に、ヒグマなどによる危険性の最小化を図る。</p> <p>1) 自然散策</p> <p>知床国立公園を代表する主要利用拠点である知床五湖は、ヒグマ防止のための電気柵を備えた高架木道や原生性の高い湖沼と森林を散策する地上遊歩道が整備されている。バリアフリー構造である高架木道では、様々な人たちが知床国立公園の優れた自然景観を容易に探勝できるよう、利用施設の適切な維持管理を行う。地上遊歩道については、多くの利用者に伴って生じる静寂感の喪失、踏みつけによる歩道や植生の衰退、高密度に生息するヒグマとの軋轢を生じさせないように、自然公園法に基づく利用調整地区制度を適切に運用することにより、遺産価値を保全するとともに、その優れた価値を持続的に感受できるよう、利用施設の適切な維持管理を行う。</p> <p>幌別地区に整備された遊歩道及び展望台は、切り立った海食崖の中を流れるフレペの滝</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用形態毎に最新の動向を踏まえ、全般的に情報を更新し、利用の適正化を図る旨を記載。 自然公園法による利用調整地区制度の運用など、既存の保護制度を用いた管理や指導を徹底し、適正な利用を確保していく旨を記載。

	<p>や雄大な知床連山の景観を楽しむことができる利用拠点として多くの観光客が訪れるエリアとなっており、今後とも適切な維持管理を行っていく。</p> <p>カムイワッカ湯の滝は、自然湧出した温泉が川に流れ込み、川全体が温泉となって流下する、我が国では他に類を見ない渓谷である。当該渓谷の沢登りは価値の高い体験が可能であることから、ルールに基づいた利用者管理を行うことで、安全かつ快適な利用を持続させていく。</p> <p>2) 登山やトレッキング</p> <p>遺産地域内の山岳部や相泊～知床岬の海岸については、極めて原生的な自然環境と見応えのある景観を有している一方で潜在的な利用リスクが多数存在することから、「知床国立公園知床半島中央部地区利用の心得」「知床国立公園知床半島先端部地区利用の心得」等に基づき、リスクの軽減や自然環境の保全を軸とした基本原則を踏まえ、利用者への指導を行うとともに、ガイドツアーによる高付加価値な体験の提供も含め、登山やトレッキング等の利用の推進を図る。</p> <p>植生や自然景観の保全を図りつつ、利用者の危険防止に配慮した歩道等の整備、維持管理を行うとともに、必要に応じて利用の制限（歩道の一時閉鎖、利用区域・期間・利用手法の限定等）等の措置を講じる。</p> <p>利用者に対しては、ヒグマとの遭遇回避、ヒグマとの適正な距離の保持、ヒグマ遭遇時の対応法、ゴミ・食料の管理方法、フードコンテナの持参やフードロッカーの適切な利用のほか、野営指定地における無秩序なテントの設営等に伴う植生破壊の回避、携帯トイレなどのし尿処理に関するルールやマナー等、普及啓発を強化する。また、利用ルールの順守を担保するために、より強度の高い利用者管理等の措置も選択肢として検討する。</p> <p>3) 海域利用</p> <p>遺産地域の海岸部及び海域は、海食崖が発達した素晴らしい景観を有し、ケイマフリやオオセグロカモメ、ウミウ等の海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地となっていることから、観光船などによる利用の推進を図る。</p> <p>観光・レジャー目的の船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察、シーカヤックでの上陸等によって野生動物や植生への悪影響を与えないように、「利用の心得」等のルールに基づき、適正に行われるよう普及啓発を行う。</p> <p>サケ類等の釣りについては、遊漁関係者等と連携・協力し、釣りを目的とした上陸場所の特定、関係法令・規則の遵守、ゴミの持ち帰りや釣り上げた魚の適切な処置等に関する指導を強化するなどして、自然環境への悪影響やヒグマの誘引をはじめとする自然環境への悪影響や人間への危険性の増大、漁業生産活動への支障を防止する。</p> <p>4) 冬期利用</p> <p>冬期に海を埋め尽くす流氷や一面の白銀の世界は、知床が有する貴重な資源の一つであり、積極的に利用の推進を図っていく。</p> <p>スノーシューによる散策や海上での流氷ウォークなどは、オジロワシなど希少鳥類の繁殖活動等に悪影響を及ぼすおそれもあることから、野生動物への影響に十分留意し、事前の指導や普及啓発を行う。</p> <p>遠音別岳原生自然環境保全地域及び知床国立公園へのスノーモービルの乗り入れや航空機の着陸は規制されていることから、違法な乗り入れ等が行われないよう、巡視・取締りを行</p>
--	--

	<p>う。</p> <p>5) 持続的な交通システムの構築</p> <p>自然環境の保全と良質な自然体験の提供を推進するため、新たな観光コンテンツともなり得るマイカー規制やシャトルバス導入の可能性や、その効果、世界自然遺産地域全体を俯瞰した導線や交通システムのあり方等について引き続き検討を行い、対策を推進する。</p> <p>利用者が集中する知床五湖地区や到達道路が限られているカムイワッカ地区を対象とした自動車利用適正化対策については、地域主導により、ヒグマからの安全確保や動物観察の機会提供等も考慮した試行事業の取組成果を踏まえて、持続的な交通システムとしての構築を推進する。</p>	
	<p>(6) 長期モニタリング及び総合評価に基づく順応的管理</p> <p>遺産地域の生態系は多種多様な生物により構成されており、こうした複雑で将来予測が不確実な生態系については、順応的に管理を行う必要がある。このため、科学委員会での検討を踏まえ、長期モニタリング計画を策定するとともに、同モニタリング計画に基づき、関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家が連携してモニタリング・調査研究を実施し、科学的知見の集積に努める。また、モニタリング・調査研究の実施に当たっては、地域住民や観光事業者との連携を図っていくとともに、人員や予算の確保といった体制強化に努める。</p> <p>長期モニタリングでは、5. で掲げた「保全状況」「環境圧力・観光圧力」「管理の実績」「管理の効果」の4つの観点についてモニタリング及び評価を行う。</p> <p>調査研究については、遺産地域の生態系の仕組み解明といった遺産地域の価値を裏付けるもの、外来種の防除方法の検討といった特定の課題への対策を講じるためのもの、モニタリング手法の開発につながるもの等を実施していく。特に遺産地域の順応的管理を行うためには日露の隣接地域の生態系の状況を把握することも必要であることから、この地域の生態系の保全と持続的な利用に関して、日露間で情報の共有に努めるなど、協力を進めていく。</p> <p>モニタリング・調査研究の成果については、管理の改善に隨時反映・活用するとともに、科学委員会での検討により総合評価書としてとりまとめる。また、ウェブ上に構築した知床データセンターを通じて、関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家の間で情報を共有するとともに、広く一般にも情報提供し、遺産地域の適正な保全管理に活用する。</p> <p>なお、問題の拡大や複雑化にもかかわらず予算の削減や人材の減少に直面しており、人員、予算措置を伴う体制の強化を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期モニタリング等の結果及び総合評価の結果に基づき、遺産地域の順応的管理を進めていくことについて記載。
<p>5. (8) 気候変動の影響への対応</p> <p>気候変動については、北半球で最も低緯度の海氷域であることを一つの特徴とする遺産地域にも影響を与えることが懸念されていることから、気候変動の影響も含めて把握できるモニタリングを実施するとともに、気候変動への適応策についての情報収集・研究を行い、それらの成果を踏まえて、遺産地域で実行可能な気候変動の影響への適応策を検討し、実施する。</p>	<p>(7) 気候変動への対応</p> <p>気候変動については、北半球で最も低緯度の季節海氷域であることを一つの特徴とする遺産地域にも影響を与えることが懸念されており、IUCN からも気候変動適応のための戦略づくりが求められている。</p> <p>それを踏まえ、気候変動による遺産価値へのインパクト、リスク及び適応策について整理した「気候変動に係る順応的管理戦略」(2024年策定、付属資料7)を策定した。あらゆる施策において、戦略に基づいた適応策を実行していくとともに、引き続き気候変動の兆候及びその影響を把握することを目的としたモニタリングを長期モニタリング計画に位</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動順応的管理戦略について記載。

	<p style="color: red; text-decoration: underline;">置づけて実施する。</p>	
5. (1) ウ. 自然景観の保全 原生自然環境保全地域、国立公園、森林生態系保護地域等の保護地域制度に基づく、工作物の新改増築、木竹の伐採、土石の採取等の各種行為に対する規制等の適正な運用、植生の保護・回復や生態系の管理に係る事業の実施等を通じて、山岳、湖沼、滝、海岸段丘崖に代表される遺産地域の優れた自然景観の保全を推進する。 また、海岸部に漂着したゴミ等については、関係行政機関と地元自治体の連携・協力のもと、地域住民や関係団体の協力も得て、その除去に努める。	(8) 自然景観の保全 原生自然環境保全地域、国立公園、森林生態系保護地域等の保護地域制度に基づく、工作物の新改増築、木竹の伐採、土石の採取等の各種行為に対する規制等の適切な運用、植生の保護・回復や生態系の管理に係る事業の実施等を通じて、山岳、湖沼、滝、海岸段丘崖に代表される遺産地域の優れた自然景観を保全する。	
6. (2) 地元自治体の取組 遺産地域に関する斜里町及び羅臼町の人口はそれぞれ、約1万3千人及び約6千人となっており、遺産地域の隣接地域に暮らしている人たちも多い。遺産地域の保全・管理を充実させていくためには、遺産地域の周辺地域も含めて、環境保全に配慮した生活スタイル・生産活動を普及・浸透させていくことが大切である。両町では、これまでも、地域固有の資産である知床半島の原生的な自然環境の保全に加えて、河川や海域の汚染防止、ゴミの減量化、省資源・リサイクル、美化清掃、低公害車の導入、地域の子供たちを対象とした環境学習や自然体験活動の推進等、身近な生活環境を保全し、自然と共生する地域を形成していくための様々な取組を行ってきた。今後、地域の環境意識をより一層高めつつ、こうした豊かな地域づくりを積極的に推進していく。	(9) 地域との連携・協働による保全管理 遺産地域を有する斜里町及び羅臼町の人口はそれぞれ、 <u>2025年4月現在</u> 約1万人及び約4千人となっており、遺産地域にすぐ隣接する地域に暮らしている人たちも多い。遺産地域の保全管理を充実させていくため、遺産地域の周辺地域も含めて、環境保全に配慮した生活スタイル・生産活動を普及・浸透させるとともに、地域コミュニティを活性化していくことが大切である。 <u>このため、地元自治体と関係行政機関が連携・協力し、地域住民や関係団体等の協力も得て、地域固有の資産である知床半島の原生的な自然環境の保全に加えて、河川や海域の汚染防止、ゴミの減量化、省資源・リサイクル、美化清掃、海岸漂着ゴミの除去、エコカーの導入、地域の子供たちを対象とした環境学習や自然体験活動の推進等、身近な生活環境を保全し、OECM (Other Effective area based Conservation Measures (保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)) など、自然と共生する地域を形成していくための様々な取組を引き続き行っていく。</u> <u>また、今後、化石エネルギー主体の経済社会から炭素中立型の経済社会への移行が進んでいく中で、地域の環境意識をより一層高めつつ、こうした豊かな自然環境を基盤とした地域づくりを積極的に推進していく。</u>	・最新の状況を反映した記述に修正。
(5) 遺産地域の管理に係る関係行政機関及び地元自治体の体制 遺産地域の管理に関わる以下の行政機関は、相互に必要な情報の共有を図り、緊密な連携の元に適切に管理を進める。 ア. 環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所 ウトロ自然保護官事務所及び羅臼自然保護官事務所において、原生自然環境保全地域、国立公園、鳥獣保護区の管理及び種の保存法に基づく管理を行う。	7. 管理の実施体制 (1) 遺産地域の管理機関及び地元自治体の体制 遺産地域の <u>保全</u> 管理に関わる以下の行政機関は、相互に必要な情報の共有を図り、緊密な連携の元に適切に管理を進める。 ①環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所 ウトロ自然保護官事務所及び羅臼自然保護官事務所において、 <u>遠音別岳</u> 原生自然環境保全地域、 <u>知床</u> 国立公園、 <u>国指定知床</u> 鳥獣保護区の保全管理及び種の保存法に基づく <u>野生生物の保護</u> 管理を行う。	
イ. 林野庁北海道森林管理局 網走南部森林管理署（ウトロ森林事務所、峰浜森林事務所）及び根釧東部森林管理署（羅臼森林事務所）、知床森林センターにおいて、知床森林生態系保護地域等の国有林の管理や <u>整備</u> ・保全を行う。	②林野庁北海道森林管理局 網走南部森林管理署及び根釧東部森林管理署、知床森林生態系保全センターにおいて、知床森林生態系保護地域等の国有林の管理や保全を行う。	
ウ. 北海道 網走・根室両支庁の環境生活課、水産課及び林務課において、環境関係では、国立公園	③北海道	

<p>に係る管理の協力、野生生物の保護管理等、水産関係では、水産業の振興や漁業の許可、漁業の操業調整等の漁業資源の管理、また、林務関係では、民有林の適正な整備及び保全を図るために指導を行う。</p> <p>エ. 斜里町</p> <p>環境保全課において、自然保護業務、野生生物の調査研究・保護管理、環境対策、利用者指導やサービス提供、しつこ 100 平方メートル運動等についての事務を行うとともに、それらに関する住民への情報提供や意識啓発の事務を行う。また、羅臼町と共同で（財）知床財団を設置して、野生生物の保護管理やしつこ 100 平方メートル運動等の現地業務等を行う。</p> <p>水産林務課において、水産振興や漁港管理及び民有林の管理・指導の事務を行う。</p> <p>斜里町立知床博物館において、文化財の保護及び調査、野生生物の調査研究、教育普及活動、天然記念物及び傷病鳥獣の保護管理を行う。</p> <p>オ. 羅臼町</p> <p>環境管理課において、自然保護業務、野生生物保護管理、廃棄物対策等についての環境保全業務を行うとともに、それらに関する住民への情報提供や意識啓発の事務を行う。</p> <p>水産商工観光課において、水産振興や漁港管理及び民有林の管理・指導等の事務を行う。</p> <p>郷土資料室において、文化財の保護及び調査、野生生物の調査研究、教育普及活動、天然記念物の保護管理を行う。また、斜里町とともに、（財）知床財団の共同設立者として、知床財団の活動を通じた保護と利用の調和を図る活動を担う。</p>	<p>オホーツク総合振興局・根室振興局の環境生活課、水産課及び林務課において、環境関係では、国立公園に係る管理の協力、エゾシカ、ヒグマ等の野生生物の保護管理等、水産関係では、水産業の振興や漁業の許可、漁業の操業調整等の漁業資源の管理、また、林務関係では、民有林の適正な整備及び保全を図るために指導を行う。</p> <p>④斜里町</p> <p>環境課において、自然保護業務、野生生物の調査研究・保護管理、環境対策、利用者指導やサービス提供、しつこ 100 平方メートル運動等についての事務を行うとともに、それらに関する住民への情報提供や意識啓発の事務を行う。また、羅臼町と共同で公益財団法人知床財団を設置して、野生生物の保護管理やしつこ 100 平方メートル運動等の現地業務等を行う。</p> <p>水産林務課において、水産振興や漁港管理及び民有林の管理・指導の事務を行う。</p> <p>商工観光課において、観光振興や観光プランディング、観光施設の整備管理等を行う。</p> <p>斜里町立知床博物館において、文化財の保護及び調査、野生生物の調査研究、教育普及活動、天然記念物及び傷病鳥獣の保護管理を行う。</p> <p>⑤羅臼町</p> <p>産業創生課において、自然保護業務、野生生物保護管理についての環境保全業務を行うとともに、それらに関する住民への情報提供や意識啓発の事務を行い、水産振興や漁港管理及び民有林の管理・指導等の事務についても行う。</p> <p>町民環境課において、脱炭素化や廃棄物対策等についての事務を行う。</p> <p>郷土資料館において、文化財の保護及び調査、野生生物の調査研究、教育普及活動、天然記念物の保護管理を行う。また、斜里町とともに、公益財団法人知床財団の共同設立者として、知床財団の活動を通じた保護と利用の調和を図る活動を担う。</p>
<p>(6) 保全・管理事業の実施</p> <p>遺産地域を将来にわたって適切に保全していくため、以下により保全・管理の充実を図る。</p> <p>ア. 関係行政機関等による巡視</p> <p>環境省自然保護官、自然保護官補佐、林野庁森林管理署森林官、国指定知床鳥獣保護区管理員、北海道の自然保護監視員のほか（財）知床財団、（財）自然公園財団職員が適宜、遺産地域の巡視を行っている。利用状況や自然環境の状況を的確に把握し、利用者の指導や違反行為の取締りを行うために、関係行政機関、関係団体等の間で情報共有を行い、巡視体制の一層の充実・効率化に努める。</p> <p>イ. 保全・管理事業の実施</p> <p>上記の巡視や調査研究・モニタリングの結果から、自然環境の保全上必要と判断される場合には、標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、荒廃または裸地化した植生の復元、外来種の除去等の事業を行う。また、対象地域の美化清掃活動や利用施設のきめ細かな維持管理、林野火災予防のための巡視、普及啓発や消防資機材の配備等を引き続き実施する。なお、遺産地域及びその周辺において、林野火災等の自然災害が発生した場合には、関係行政機関、地元自治体等による連携を図るなど、適切な措置を講じる。</p>	<p>削除</p>
<p>ウ. 知床世界遺産センターその他主要施設の運営方針</p>	<p>7. (6) に移動</p>

(7) 調査研究・モニタリング		
(8) 気候変動の影響への対応	6-2(7)に移動	
4. (2) 1. 順応的管理 遺産地域の生態系は多種多様な生物により構成されており、こうした複雑で将来予測が不確実な生態系については、順応的に管理を行う必要がある。このため、関係行政機関や地元自治体、関係団体、専門家等が連携してモニタリング・調査研究を行い、関係行政機関はその結果に応じて管理計画やモニタリング・調査研究の見直し等を行い、遺産地域の管理方法を柔軟に見直す。こうした調査研究・モニタリング・評価とその結果に基づく順応的な管理を進めるため、「知床世界自然遺産地域科学委員会」(以下「科学委員会」という。)を設置して、科学的な立場からの助言を得ていくものとする。	(2) 科学的助言に基づく順応的管理のための体制 遺産地域の自然環境の状況を把握し、科学的なデータを基礎とした順応的管理を進めていくため、科学委員会を設置するとともに、同委員会のもとに専門部会(ワーキンググループ及びアドバイザーミーティング)を設置し、科学的な立場からの助言を得ていくものとする。	
ア. 地域との連携・協働 日常的に遺産地域の保全や利用に関わっている地元自治体、関係団体及び地域住民による現場の視点を遺産地域の管理に活かしていくため、各種制度を所管する関係行政機関が、地元自治体、その他の行政機関、関係団体との緊密な連携・協働のもとに管理を行うこととする。 関係行政機関、地元自治体、関係団体等の間で効果的な連携・協働を図るため、遺産地域の管理に当たっては、その連絡調整の場として「知床世界自然遺産地域連絡会議」(以下「地域連絡会議」という。)を設置し、合意形成を図るとともに、様々な機会を活用して、地域住民や関係団体からの意見や提案を幅広く聴き、地域の自然を伝統的に利用してきた地域の知識を遺産地域の管理に活用する。	(3) 関係者の連携のための体制 日常的に遺産地域の保全や利用に関わっている地元自治体、関係団体及び地域住民による現場の視点を遺産地域の管理に活かしていくため、各種制度を所管する関係行政機関が、地元自治体、その他の行政機関、関係団体との緊密な連携・協働のもとに管理を行う。 関係行政機関、地元自治体、関係団体等の間で効果的な連携・協働を図るため、遺産地域の管理に当たっては、その連絡調整の場として地域連絡会議を設置し、最新の科学的知見の共有や合意形成を図るとともに、様々な機会を活用して、地域住民や関係団体からの意見や提案を幅広く聴き、地域の自然を伝統的に利用してきた地域の知識を遺産地域の管理に活用する。 また、管理計画では記載のない遺産地域の自然環境の保全管理に関する細部にわたる取扱いや個別の課題についての対応等については、地域住民や関係団体、専門家からの意見や提案を幅広く聴くとともに、科学委員会からの助言を得つつ、地域連絡会議において合意形成を図りながら、モニタリング結果等を踏まえ検討を行い、必要に応じて指標を検討し、実行計画等を策定することで、遺産地域の適正な保全管理を推進する。こうした検討の過程や結果、基礎となるデータ等についても、情報の公開、共有化を図る。 なお、遺産地域の保全管理に関する検討に当たっては、自然環境保全の観点からの要請と地域の暮らしや産業との両立が図られるように調整していくものとする。 加えて、遺産地域の保全管理や適正な利用を進めていく上で、地域の市民活動を担う団体との協働関係を築くとともに、こうした関係を軸として、地域住民の積極的な参加・協力を得ることにより、地域全体での活動を展開していく。	・地域主導による様々な主体との連携、情報共有を推進しつつ、遺産価値の保全と地域の暮らしや産業との両立を図っていくことを記載
	(4) 管理計画の実施状況の点検 管理計画に基づく管理の実施状況は、地域連絡会議及び科学委員会や、その下部に設置された専門部会等において現状を報告し必要な議論を実施する。また、その結果は、地域連絡会議及び科学委員会に報告するとともに、得られた科学的な助言や意見は各専門部会の協議にフィードバックするなど、順応的に進めていく。	
(9) 年次報告書の作成 地域との連携・協働と順応的な管理を推進していくためには、遺産地域とその周辺地域	(5) 年次報告書(知床白書)の作成 地域との連携・協働と順応的な管理を推進していくためには、遺産地域とその周辺地域	

<p>の現況や遺産地域に関する取組を整理し、関係行政機関、地元自治体、関係団体及び専門家等の間で情報共有を行うことが必要である。このため、遺産地域とその周辺地域の自然環境とそれをとりまく社会環境についての最新の状況や、関係行政機関、地元自治体、関係団体及び専門家等による遺産地域に関する取組等を毎年度年次報告書としてとりまとめ、遺産地域の適切な管理に活かしていく。</p>	<p>の現況や遺産地域に関する取組を整理し、関係行政機関、地元自治体、関係団体及び専門家等の間で情報共有を行うことが必要である。このため、遺産地域とその周辺地域の自然環境とそれをとりまく社会環境についての最新の状況や、関係行政機関、地元自治体、関係団体及び専門家等による遺産地域に関する取組等を毎年度年次報告書(通称「<u>知床白書</u>」)としてとりまとめ、遺産地域の適切な管理に活かしていく。</p>	
<p>5. (6) ウ. 知床世界遺産センターその他主要施設の運営方針</p> <p>遺産地域の調査研究や管理の拠点施設として、知床世界遺産センターにおいて最新の調査研究や管理の情報を収集・蓄積し、専門家等に提供する。また、知床世界自然遺産地域への入口として、利用者に知床の世界自然遺産としての価値を伝えるとともに、遺産地域で守るルールやマナーについて啓発を行う。</p> <p>また、知床世界自然遺産地域の先端部への入口として、知床世界遺産ルサフィールドハウスにおいて先端部の利用者にルールやマナーのレクチャーを行うとともに、先端部現地のリアルタイム情報等を提供して事故防止と環境保全を図る。また、利用者に対して、人と海との関わりを通して世界自然遺産としての価値を伝える。</p> <p>さらに、遺産地域の保全・管理や適正な利用に係る次の施設について、以下の方針に基づき運営するとともに、施設間の連携を図り、情報の交換、共有化を促進する。</p>	<p>(6) 情報の発信・共有と普及啓発等</p> <p>①知床世界遺産センター及び主要施設における情報の発信等</p> <p><u>知床世界遺産センターを始め、遺産地域の保全管理や適正な利用に関わる各施設において、以下の運営方針により情報の発信・共有、普及啓発等を進める。また、施設間の連携を図り、情報の交換、共有化を促進する。</u></p> <p>1) 知床世界遺産センター</p> <p><u>遺産地域の調査研究や管理の拠点施設として、最新の調査研究や管理の情報を収集・蓄積し、専門家等に提供する。また、知床世界自然遺産地域への入口として、利用者に知床の世界自然遺産としての価値を伝えるとともに、遺産地域で守るルールやマナーについて啓発を行う。</u></p> <p>2) 知床世界遺産ルサフィールドハウス</p> <p><u>知床世界自然遺産地域の先端部への入口として、先端部の利用者にルールやマナーのレクチャーを行うとともに、先端部現地のリアルタイム情報等を提供して事故防止と環境保全を図る。また、利用者に対して、人と海との関わりを通して世界自然遺産としての価値を伝える。</u></p> <p>3) 知床自然センター</p> <p><u>知床半島の原生的な自然環境の保全及びその再生と賢明かつ持続的な利用の推進を目的として、自然保護思想の普及啓発や利用案内、自然観察、ボランティアの指導育成、安全指導その他の情報発信の拠点施設として位置付け、運営を行っていく。また、国立公園利用の拠点としてのサービス充実を図るとともに、マイカー規制の乗り換え施設として活用する。</u></p> <p>4) 知床羅臼ビジターセンター</p> <p><u>羅臼温泉地区における情報発信の中心的な施設として、関係行政機関・関係団体、ボランティア等と連携・協力し、施設の管理運営及び国立公園の適正な利用を推進する。自然環境等の調査、資料の収集・保管・提供を行い、自然保護教育や調査研究の拠点としての機能と施設の整備拡充を図る。また、パークボランティアの指導育成を推進する。</u></p> <p><u>正確でリアルタイムな現地情報の収集に努め、利用者に対する情報提供の強化を図る。</u></p> <p>5) 知床ボランティア活動施設</p> <p><u>知床半島の森林についての情報発信の場として、また、森林ボランティア活動等に関する研修や意見交換等、知床半島における森林づくり活動を行う団体の活動拠点として利用を推進する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知床データセンターによる情報共有について記載。 ・国際機関や他の保護地域の関係者等との情報共有について記載。 ・地域住民への情報共有、普及啓発について記載。
<p>(ア) 知床自然センター</p> <p>知床半島の原生的な自然環境の保全及びその再生と賢明かつ持続的な利用の推進を目的として、自然保護思想の普及啓発や利用案内、自然観察、ボランティアの指導育成、安全指導その他の情報発信の拠点施設として位置付け、運営を行っていく。</p> <p>(イ) 羅臼ビジターセンター</p> <p>羅臼温泉地区における情報発信の中心的な施設として、関係行政機関・関係団体、ボランティア等と連携・協力し、施設の管理運営及び国立公園の適正な利用を推進する。自然環境等の調査、資料の収集・保管・提供を行い、自然保護教育や調査研究の拠点としての機能と施設の整備拡充を図る。また、パークボランティアの指導育成を推進する。</p> <p>正確でリアルタイムな現地情報の収集に努め、利用者に対する情報提供の強化を図る。</p>	<p>(ウ) 知床森林センター</p> <p>知床半島の生態系や貴重な森林の保護の必要性の普及推進、巡視、施設・標識類の管理・整備、森林や野生生物に関する調査等により、森林の有する多面的機能について普及推進を行う。</p> <p>(エ) 知床ボランティア活動施設</p> <p>知床半島の森林についての情報発信の場として、また、森林ボランティア活動等に関する研修や意見交換等、知床半島における森林づくり活動を行う団体の活動拠点として利用を推進する。</p>	
<p>(オ) 知床鳥獣保護区管理センター</p> <p>野生生物の生息・生育状況、生態及び鳥獣保護区や野生動物の保護管理に係る調査研究を推進する。</p>	<p>知床半島の森林についての情報発信の場として、また、森林ボランティア活動等に関する研修や意見交換等、知床半島における森林づくり活動を行う団体の活動拠点として利用を推進する。</p>	

<p>(カ) 斜里町立知床博物館 野生生物の調査研究、教育普及活動、天然記念物及び傷病鳥獣の保護管理を行うとともに、資料収集及び収集資料の保管・提供を行う。</p> <p>(10) 情報の共有と普及啓発</p> <p>効果的な情報の共有と普及啓発を行うには、その対象に応じて情報共有、普及啓発の手段を検討する必要がある。遺産地域の適切な管理を行うには、大きく分けて以下の3つの対象ごとにその手段を検討する。</p> <p>まず、地域との連携・協働による遺産地域の管理を推進するためには、地域住民が遺産地域の自然のすばらしさや保全・管理の状況を的確に理解することが必要であり、順応的な管理を推進するためには、モニタリングや調査研究に係るデータを関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家等が共有することが必要である。</p> <p>また、観光等の利用に伴う遺産地域の生態系への悪影響を防止するとともに、安全で持続的な利用を図るために、ヒグマをはじめとする野生動物への対処、自然環境への配慮等に関するルール・マナーや遺産地域の自然情報等を的確に周知すること、利用者に対して自らの身は自らが守るという自己責任意識や危険回避についての普及啓発を行うことが重要である。</p> <p>さらに、地域との連携と科学的知見に基づく遺産地域の管理体制については、世界遺産委員会からも他地域の管理のモデルとなると高い評価を受けており、国際貢献とより優れた管理体制の構築等のため、国際機関や他の保護地域の関係者と保護地域の管理体制等について積極的に情報を共有することが重要である。</p> <p>このため、遺産地域の保全・管理の状況に係る情報、科学的なデータ、利用に関するルールやマナーに関する情報等について、世界遺産センター等の主要施設、インターネット、説明会、イベント、国際会議等の場において、パンフレット、映像、ホームページや遺産地域の管理に関する年次報告書等を効果的に活用し、必要な情報の共有を図るとともに、普及啓発を推進する。</p>	<p>6) 知床鳥獣保護区管理センター 野生生物の生息・生育状況、生態及び鳥獣保護区や野生動物の保護管理に係る調査研究を推進する。</p> <p>7) 斜里町立知床博物館 野生生物の調査研究、教育普及活動、天然記念物及び傷病鳥獣の保護管理を行うとともに、資料収集及び収集資料の保管・提供を行う。</p> <p>8) 知床五湖フィールドハウス <u>知床五湖の拠点施設として、ヒグマの目撃情報を始め、知床五湖における最新情報を提供するとともに、自然公園法に基づく利用調整地区への立入認定事務や立入認定に当たって必要となる事前レクチャーを行う。</u></p> <p>②知床データセンターを通じた情報共有 <u>地域住民が遺産地域の自然環境の現状や保全管理の状況を的確に理解できるようにするとともに、科学的知見に基づく順応的な管理を推進するため、知床データセンター(https://shiretokodata-center.env.go.jp/)において、モニタリングや調査研究によって得られたデータを関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家等が共有し、遺産地域の保全管理に反映していくようにする。</u></p> <p>③国際機関や他の遺産地域の関係者等との情報の共有等 地域との連携と科学的知見に基づく遺産地域の管理体制については、世界遺産委員会からも他地域の管理のモデルとなると高い評価を受けており、国際貢献とより優れた管理体制の構築等のため、国際機関や他の遺産地域の関係者と遺産地域の管理体制等について積極的に情報を共有することが重要である。</p> <p>このため、遺産地域の保全管理の状況に係る情報、科学的なデータ、利用に関するルールやマナーに関する情報等について、世界遺産センター等の主要施設、インターネット、説明会、イベント、国際会議等の場において、パンフレット、映像、ホームページや遺産地域の管理に関する年次報告書等を効果的に活用し、必要な情報の共有を図るとともに、普及啓発を推進する。</p>
<p>6. 計画の実施その他の事項</p> <p>(1) 計画の実施等</p> <p>遺産地域の適正な保全・管理が遂行されるよう、管理計画記載の各事項を円滑に実施するため、今後、関係行政機関、地元自治体、関係団体等のそれぞれの役割についてさらに検討を深めるとともに、関係行政機関、地元自治体、関係団体等は緊密な連携・協力の下、最大限努力する。</p> <p>遺産地域の自然環境の状況を把握し、科学的なデータを基礎として適正な対応を図っていくため、科学委員会から科学的な立場からの助言を得るものとし、地域連絡会議との緊密な連携・協力体制を確立する。</p> <p>本管理計画の実施状況については、毎年度点検を行い、地域連絡会議及び科学委員会に報告する。</p> <p>また、管理計画では記載のない遺産地域の自然環境の管理に関する細部にわたる取扱い</p>	<p>7. (2) (4) に再編</p>

<p>や個別の課題についての対応等については、地域住民や関係団体、専門家からの意見や提案を幅広く聴くとともに、科学委員会からの助言を得つつ、地域連絡会議において合意形成を図りながら、モニタリング結果等を踏まえ検討を行い、必要に応じて指標を検討し、実行計画を策定することで、遺産地域の適正な管理を推進する。こうした検討の過程や結果、基礎となるデータ等についても、情報の公開、共有化を図る。なお、遺産地域の管理について検討する際には、自然環境保全の観点からの要請と地域の暮らしや産業との両立が図られるように調整していくものとする。</p> <p>加えて、遺産地域の保全・管理や適正な利用を進めていく上で、地域の市民活動を担う団体との協働関係を築くとともに、こうした関係を軸として、地域住民の積極的な参加・協力を得ることにより、地域ぐるみの活動を展開していく。</p> <p>なお、管理計画は、自然環境のモニタリング結果や社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。その際、地域住民や関係団体の意見を聴き、科学委員会からの助言を得つつ、地域連絡会議において検討することにより、適切に見直しを行うものとする。</p>		
<p>(2) 地元自治体の取組</p>	<p>6-2(9)に移動</p>	
<p>(3) 資金</p> <p>管理計画を実施するため、関係行政機関は遺産地域の管理に要する費用を可能な限り継続的に確保していくとともに、確保された資金で最大限の効果を発揮していくため、関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家等の十分な連携の下、効率的な事業を実施する。</p> <p>また、関係行政機関の資金だけではなく、地元自治体、その他の行政機関、関係団体等の資金も活用し、公園利用者や国民・企業からの寄付金、助成金、協力金等を積極的に受入れ、遺産地域のよりよい管理を推進する。</p>	<p>削除</p>	
<p>7. おわりに</p> <p>知床は、アイヌの人々が畏敬の念を込めて「シリエトク（大地の果てるところ）」と呼んだように、険しい地形や厳しい気象条件の下に、日本では数少ない原始的な自然環境が残されている地域である。そこにはアイヌの人々が「カムイ（神）」と称したヒグマやシマフクロウが極めて高密度に生息している。そしてそれらの動物等を頂点として、実に多様な生物が海から川、山にわたり有機的に連関しあって、豊かな生態系が成立している。</p> <p>半島地域に暮らす人々は、こうした自然を損なうことなく、むしろ、順応する形で自然がもたらす様々な恵みを持続的に利用しながら、地域特有の生活や産業を営み、文化を育んできた。遺産地域の自然環境の保全・管理や持続可能な利用を考える上で、アイヌの人々の文化をはじめ、これまでこの地域に暮らしてきた人々により伝統的に培われてきた知恵と技術に学んでいくことも欠かせない。</p> <p>昭和49年（1974年）には、国立公園指定10周年を契機とし、斜里町及び羅臼町が町民とともに知床憲章を制定した。その中で、知床半島の原始的自然を人類共有の財産と位置づけ、厳正な保護と秩序ある利用の下に、永く子孫に伝えていくことを宣言した。また、開拓跡地を乱開発から守るために買い上げ、さらに原始の森へと再生する息の長い活動も開始され、地域主導の下、国民の幅広い協力を得て展開されている。遺産地域の貴重な自然が今日まで保たれてきた背景には、こうした地域の人たちの自然に対する高い意識とこれまでの地道な取組があることを忘れてはならない。</p> <p>管理を担う関係行政機関の連携・協力はもちろんのこと、地域住民や関係団体等の積極的な参加・協力を得て、世界遺産地域の自然と、そしてその自然と共生する地域の双方が</p>	<p>8. おわりに</p> <p>知床は、アイヌの人々が畏敬の念を込めて「シリエトク（大地の果てるところ）」と呼んだように、険しい地形や厳しい気象条件の下に、日本では数少ない原生的な自然環境が残されている地域である。そこにはアイヌの人々が「カムイ（神）」と称したヒグマやシマフクロウが極めて高密度に生息している。そしてそれらの動物等を頂点として、実に多様な生物が海から川、山にわたり有機的に連関しあって、豊かな生態系が成立している。</p> <p>知床半島に暮らす人々は、こうした自然を損なうことなく、むしろ、順応する形で自然がもたらす様々な恵みを持続的に利用しながら、地域特有の生活や産業を営み、文化を育んできた。遺産地域の自然環境の保全管理や持続可能な利用を考える上で、アイヌの人々の文化をはじめ、これまでこの地域に暮らしてきた人々により伝統的に培われてきた知恵と技術に学んでいくことも欠かせない。</p> <p>1974年（昭和49年）には、国立公園指定10周年を契機とし、斜里町及び羅臼町が町民とともに知床憲章を制定した。その中で、知床半島の原生的な自然を人類共有の財産と位置づけ、厳正な保護と秩序ある利用の下に、永く子孫に伝えていくことを宣言した。また、開拓跡地を乱開発から守るために買い上げ、さらに原始の森へと再生する息の長い活動も開始され、地域主導の下、国民の幅広い協力を得て展開されている。遺産地域の貴重な自然環境が今日まで保たれてきた背景には、こうした地域の人たちの自然に対する高い意識とこれまでの地道な取組があることを忘れてはならない。</p> <p>遺産地域の保全管理を担う関係行政機関の連携・協力はもちろんのこと、地域住民や関係団体等の積極的な参加・協力を得て、世界遺産地域の自然と、そしてその自然と共生する地</p>	

より輝きを増していくように、様々な取組を進めるものとする。

域の双方がより輝きを増していくように、様々な取組を進めるものとする。

現行計画	改定案	改定の方向性等
<p>3. 遺産地域の概要</p> <p>(2) 総説</p> <p>遺産地域は、日本の中で原生的な自然環境が保全されている数少ない貴重な地域であり、火山活動等により形成された急峻な山々、海食により形成された切り立つ絶壁が、今まで豊かな自然を開発から守り、多くの野生生物を育んできた。</p> <p>北半球で最も低緯度に位置する季節海水域の特徴を反映した海洋生態系は、陸上生態系と連続することにより複合生態系を形成しており、遺産地域はその仕組みを示す顕著な見本である。流水下のアイスアルジーや、流水形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖を出発点とした魚類、鳥類、哺乳類等の食物網は、海-川-森にわたるダイナミックな生態系を形成している。さらに、遺産地域は南方系生物の分布域の東端近くに位置し、一方で千島列島を経由した北方系生物の移動経路の南西端に当たるため、北方系と南方系の野生生物が混在する地域となっているなど、地理的位置と多様な自然環境を背景として特異な種組成、分布がみられ、また、シマフクロウ、オオワシ等の国際的希少種の重要な繁殖地や越冬地となっており、これらの種の存続に不可欠な地域である。また、四季の変化の大きい原生的な景観は、優れた自然美を有している。</p> <p>遺産地域は環境省及び林野庁により各種の保護地域（遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園、知床森林生態系保護地域、国指定知床鳥獣保護区）に指定されており、自然環境の保全が担保され、原生的な自然環境が人為により破壊されることなく残されている。さらに、遺産地域内において過去に農業開拓が行なわれた岩尾別地区については、斜里町による「しれとこ 100 平方メートル運動」によって民有地を公有地化して保全し、かつての自然を復元する取組が行なわれている。</p>	<p>(1) 総説</p> <p>遺産地域は、日本の中で原生的な自然環境が保全されている数少ない貴重な地域であり、火山活動等により形成された急峻な山々、海食により形成された切り立つ絶壁が、今まで豊かな自然を開発から守り、多くの野生生物を育んできた。</p> <p>北半球で最も低緯度に位置する季節海水域の特徴を反映した海洋生態系は、陸上生態系と連続することにより複合生態系を形成しており、遺産地域はその仕組みを示す顕著な見本である。海水中や海水下部のアイスアルジーや、海水形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖を出発点とした魚類、鳥類、哺乳類等の食物網は、海-川-森にわたるダイナミックな生態系を形成している。さらに、遺産地域は南方系生物の分布域の東端近くに位置し、一方で千島列島を経由した北方系生物の移動経路の南西端に当たるため、北方系と南方系の野生生物が混在する地域となっているなど、地理的位置と多様な自然環境を背景として特異な種組成、分布がみられる。また、シマフクロウ、オオワシ等の国際的希少種の重要な繁殖地や越冬地となっており、これらの種の存続に不可欠な地域となっている。さらに四季の変化の大きい原生的な景観は、優れた自然美を有している。</p> <p>遺産地域は、環境省及び林野庁により各種の保護地域（遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園、知床森林生態系保護地域、国指定知床鳥獣保護区）に指定されており、これらの保護担保措置によって、原生的な自然環境が人為による影響を受けることなく残されている。さらに、遺産地域内において過去に農業開拓が行なわれた岩尾別地区については、斜里町による「しれとこ 100 平方メートル運動」によって民有地を公有地化して保全し、かつての自然を復元する取組が行われている。</p>	
<p>(3) 自然環境</p> <p>ア. 地形・地質</p> <p>遺産地域が位置する知床半島はオホーツク海の南端に突出した、長さ約 70km、基部の幅が 25km の狭長な半島であり、西側がオホーツク海、東側が根室海峡となっている。知床半島の東側には、国後島が半島に平行する形で間近に横たわっている。半島の中央部を最高峰の羅臼岳（標高 1,660m）をはじめとする標高 1,500m を超える山々が連なっており、一部に海岸段丘が見られるほかは稜線から海岸まで平地がほとんど見られない急峻な半島である。半島はプレート運動や火山活動、海食など多様な地形形成作用により造られ、奇岩や海食崖、火山地形等の多様な景観が形成されている。現在も活動中の火山のうち、知床硫黄山（標高 1,562m）は昭和 11 年（1936 年）に約 20 万トンの溶融硫黄を 8 ヶ月間にわたって噴出し、国際的に注目された火山である。</p>	<p>(2) 自然環境</p> <p>ア. 位置・地形・地質</p> <p>遺産地域が位置する知床半島はオホーツク海の南端に突出した、長さ約 70 km、基部の幅が 25 km の狭長な半島であり、西側がオホーツク海、東側が根室海峡となっている。知床半島の東側には、国後島が半島に平行する形で間近に横たわっている。半島の中央部を最高峰の羅臼岳（標高 1,660 m）をはじめとする標高 1,500m を超える山々が連なっており、一部に海岸段丘が見られるほかは稜線から海岸まで平地がほとんどみられない急峻な半島である。半島はプレート運動や火山活動、海食など多様な地形形成作用により造られ、奇岩や海食崖、火山地形等の多様な景観が形成されている。現在も活動中の火山のうち、知床硫黄山（標高 1,562m）は 1936 年（昭和 11 年）に約 20 万トンの溶融硫黄を 8 ヶ月間にわたって噴出し、国際的に注目された火山である。</p>	
<p>イ. 気候</p> <p>遺産地域の気候は、知床半島がオホーツク海に突き出していることから海洋の影響を強く受け、道東の中で最も積雪量の多い地域の一つとなっている。また、知床連山の</p>	<p>イ. 気候</p> <p>遺産地域の気候は、知床半島がオホーツク海に突き出していることから海洋の影響を強く受け、道東の中で最も積雪量の多い地域の一つとなっている。また、知床連山の</p>	

<p>存在は半島の東西の気候に影響を及ぼし、気温や降水量に大きな地域差が生じている。羅臼側は、夏期には湿気を含んだ海からの南東風が知床連山に当たるため、雨が多く、海霧により低温になる。冬期には海洋性気候の影響により比較的降雪が多く、気温も斜里側と比較すると高い。</p> <p>一方、斜里側は、夏期には知床連山の北でフェーン現象により高温地域になり、降水量が少ない。冬期には北西季節風の影響に加えて、流氷が海水に比べ太陽光線をより反射してしまう効果や、流氷がその下の海水からの熱を遮断する効果により気温が低下する。</p>	<p>の存在は半島の東西の気候に影響を及ぼし、気温や降水量に大きな地域差が生じている。羅臼側は、夏期には湿気を含んだ海からの南東風が知床連山に当たるため、雨が多く、海霧により低温になる。冬期には海洋性気候の影響により比較的降雪が多く、気温も斜里側と比較すると高い。</p> <p>一方、斜里側は、夏期には知床連山の北でフェーン現象により高温地域になり、降水量が少ない。冬期には北西季節風の影響に加えて、海水が海水に比べ太陽光線をより反射してしまう効果や、海水がその下の海水からの熱を遮断する効果により気温が低下する。</p>	
<p>ウ. 流氷</p> <p>オホーツク海は、地形的・地理的条件により流氷ができる海洋として北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域である。これは、オホーツク海の風上であるユーラシア大陸北東部が北半球の寒極にあたり、そこからの強い寒気の吹き出しにより、海水が効率的に冷却されることによる。それに加え、オホーツク海の表層は塩分、密度が低いため、冬期の海の対流が深層まで及ばないことも原因となっている。</p> <p>北部オホーツク海で流氷ができるとき、低温で高塩分の中層水が生産されており、この栄養塩の豊かな中層水の一部が知床半島周辺海域へも広がっていく。また、遺産地域及び周辺地域はオホーツク海で形成された流氷が接岸する最南端の地であり、流氷下にはアイスアルジーが増殖し、流氷形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊富な中層水が表層に運ばれることで植物プランクトンの大増殖が生じ、それを餌とする動物プランクトン、さらに高次消費者である魚類や海棲哺乳類、陸上の生物にまでつながる食物網が形成される。</p>	<p>ウ. 海氷</p> <p>オホーツク海は、地形的・地理的条件により海氷ができる海洋として北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域である。これは、オホーツク海の風上であるユーラシア大陸北東部が北半球の寒極にあたり、そこからの強い寒気の吹き出しにより、海水が効率的に冷却されることによる。それに加え、オホーツク海の表層は塩分、密度が低いため、冬期の海の対流が深層まで及ばないことも原因となっている。</p> <p>北部オホーツク海で海氷ができるとき、低温で高塩分の中層水が生産されており、この栄養塩の豊かな中層水の一部が知床半島周辺海域へも広がっていく。また、遺産地域及び周辺地域はオホーツク海で形成された海氷が接岸する最南端の地であり、海水<small>中や海水下部</small>にはアイスアルジーが増殖し、海水形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊富な中層水が表層に運ばれることで植物プランクトンの大増殖が生じ、それを餌とする動物プランクトン、さらに高次消費者である魚類や海棲哺乳類、陸上の生物にまでつながる食物網が形成される。</p> <p><small>なお、オホーツク海における海氷の面積は、長期的に見ると減少傾向にあることが確認されている。</small></p>	
<p>エ. 植物</p> <p>遺産地域の植生の大半は、現在でも原生的な状態が維持されている。海岸から山頂までの標高差は約1,600mにすぎないが、比較的低い標高域から高山帯の植生であるハイマツ低木林や高山植物群落が発達し、多様な植生が垂直的に分布している。海岸には、断崖とその周辺の土壤未発達地を中心に高山帯・寒帯から亜高山帯・亜寒帯の植物が主体となる群落が成立する。低標高地の森林はミズナラやイタヤカエデ等からなる冷温帶性落葉広葉樹林、トドマツやアカエゾマツ等からなる亜寒帶性常緑針葉樹林とこれらが混生した針広混交林がモザイク的に併存する。亜高山帯では一般的な植生分布とは異なり常緑針葉樹林の発達が悪く、ダケカンバやミヤマハンノキ主体の落葉広葉樹林が広がっている。森林限界を越えると、ハイマツ低木林が非常に広く発達し、その中に風衝地、雪田、及び湿原群落が局在している。高山植生は比較的低い標高範囲にあるにもかかわらず多様な植物群落から構成され、美しく見事な景観を形成している。</p> <p>また植物相は北方系と南方系の植物が混在して豊かである。陸上の維管束植物としては、高山植物に北方系の種が多いことに加え、南方系の種も見られることから、多様な植物相が形成されている。知床半島の陸上の維管束植物相は107科872種からなり、そのうち4分の1を上回る233種が高山植物となっている。この中には、シレトコス</p>	<p>エ. 植物</p> <p>遺産地域の植生の大半は、現在でも原生的な状態が維持されている。海岸から山頂までの標高差は約1,600mにすぎないが、比較的低い標高域から高山帯の植生であるハイマツ低木林や高山植物群落が発達し、多様な植生が垂直的に分布している。海岸には、断崖とその周辺の土壤未発達地を中心に高山帯・寒帯から亜高山帯・亜寒帯の植物が主体となる群落が成立する。低標高地の森林はミズナラやイタヤカエデ等からなる冷温帶性落葉広葉樹林、トドマツやアカエゾマツ等からなる亜寒帶性常緑針葉樹林とこれらが混生した針広混交林がモザイク的に併存する。亜高山帯では一般的な植生分布とは異なり、常緑針葉樹林の発達が悪く、ダケカンバやミヤマハンノキ主体の落葉広葉樹林が広がっている。森林限界を越えると、ハイマツ低木林が非常に広く発達し、その中に風衝地、雪田、及び湿原群落が局在している。高山植生は比較的低い標高範囲にあるにもかかわらず、多様な植物群落から構成され、美しく見事な景観を形成している。</p> <p>また、植物相は北方系と南方系の植物が混在して豊かである。陸上の維管束植物としては、高山植物に北方系の種が多いことに加え、南方系の種も見られることから、多様な植物相が形成されており、陸上の維管束植物相は111科922種が確認されてい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生物の種数は、最新の知見に基づき更新。

<p>ミレ、チシマコハマギク、エゾモメンヅル等の希少種を含む。知床半島沿岸海域は、オホーツク海唯一の暖流である宗谷海流の影響により、千島列島やサハリンにも分布域を持つ寒流系の海藻と北海道以南に分布域を持つ暖流系の海藻の両系が見られ、季節海氷域でありながら、暖流系の海藻を多く含む点で特異な海藻相となっている。海藻は知床半島沿岸で 140 種の生育が確認されている。この中には、分布域の狭い特産種のアツバスジコンブ等も含まれている。</p>	<p>る。<u>また、高山植物</u>は 233 種である。この中には、シレトコスマレ、チシマコハマギク、エゾモメンヅル等の希少種も含まれる。知床半島沿岸海域は、オホーツク海唯一の暖流である宗谷海流の影響により、千島列島やサハリンにも分布域を持つ寒流系の海藻と北海道以南に分布域を持つ暖流系の海藻の両系がみられ、季節海氷域でありながら、暖流系の海藻を多く含む点で特異な海藻相となっている。海藻は知床半島沿岸で <u>134</u> 種の生育が確認されている。この中には、分布域の狭い特産種のアツバスジコンブ等も含まれる。</p>	
<p>オ. 動物</p> <p>遺産地域の動物相は、サハリンから渡ってきた北方由来の種と、本州から渡ってきた南方由来の種とが共存しているため、多様性に富んでいる。また、遺産地域は手つかずの原生的な自然が残されているため、かつて北海道に広く生息していた陸上哺乳類、鳥類のほとんどすべての種が生息している。</p> <p>このうち、哺乳類は、陸上哺乳類 36 種、海棲哺乳類 22 種の生息が知床半島及びその沿岸海域で確認されている。これらの中にはトド、マッコウクジラといった国際的に希少な種も含まれる。また、ヒグマやエゾシカといった大型種が高密度で生息していることは、知床半島が陸上哺乳類にとって質の高い生息地となっていることを表している。特にヒグマは世界有数の高密度状態で維持されている。さらに、知床半島沿岸海域は海棲哺乳類にとって越冬、摂餌、繁殖のために重要な場所となっている。</p> <p>鳥類は、国際的な希少種であるシマフクロウ、オオワシ等を含む 275 種が知床半島で記録されている。また遺産地域内では、これまで学術上貴重な天然記念物に指定されているシマフクロウ、オジロワシ及びクマゲラの繁殖やオオワシの越冬が確認されている。遺産地域は、シマフクロウにとっては道内で繁殖するつがいの約半数が生息している最も重要な繁殖地であり、オオワシにとっては越冬個体数が 1000 羽近くになる最も重要な越冬地である。</p> <p>魚類は、淡水魚類 42 種、海水魚類 261 種が知床半島及び知床半島沿岸海域で確認されている。知床半島沿岸海域は、北方系魚類を主とする海域であるが、オホーツク海で唯一の暖流である宗谷海流の影響により熱帯・亜熱帯海域に主に分布している南方系魚類が多く見られ、オホーツク海のなかでも特異な海域となっている。遺産地域の河川では、サケ科魚類が著しく優占していることが重要な特徴である。</p> <p>この他、爬虫類 8 種、両生類 3 種、昆虫類 2,500 種以上の生息が知床半島で報告されている。</p>	<p>オ. 動物</p> <p>遺産地域の動物相は、サハリンから渡ってきた北方由来の種と、本州から渡ってきた南方由来の種とが共存しているため、多様性に富んでいる。また、遺産地域は手つかずの原生的な自然環境が残されていることから、かつて北海道に広く生息していた陸上哺乳類、鳥類のほとんどすべての種が生息している。</p> <p>このうち、哺乳類は、陸上哺乳類 <u>37</u> 種、海棲哺乳類 22 種の生息が知床半島及びその沿岸海域で確認されている。これらの中にはトド、マッコウクジラといった国際的に希少な種も含まれる。また、ヒグマの<u>ような</u>大型種が<u>世界有数の</u>高密度で生息(<u>推定生息数は 400~500 頭程度</u>)していることは、知床半島が陸上哺乳類にとって質の高い生息地となっていることを表している。さらに、知床半島沿岸海域は海棲哺乳類にとって越冬、摂餌、繁殖のために重要な場所となっている。<u>一方で、高密度に増加したエゾシカは、旺盛な採食により生態系への影響が懸念される状況にある。</u></p> <p>鳥類は、国際的な希少種であるシマフクロウ、オオワシ等を含む <u>286</u> 種が知床半島で記録されている。また、遺産地域内では、これまで学術上貴重な天然記念物に指定されているシマフクロウ、オジロワシ及びクマゲラの繁殖やオオワシの越冬が確認されている。<u>シマフクロウにとって、遺産地域は隣りあった河川でも異なるつがいが生息しているなど、高い密度で繁殖つがいが定着できるほど環境の整った、最も重要な繁殖地であり、オオワシにとっては越冬個体数が 500 羽近くになる最も重要な越冬地である。</u></p> <p>魚類は、淡水魚類 42 種 (<u>生活史の一定期間を海域で過ごす種を含む</u>)、海水魚類 <u>247</u> 種が知床半島及び知床半島沿岸海域で確認されている。知床半島沿岸海域は、北方系魚類を主とする海域であるが、オホーツク海で唯一の暖流である宗谷海流の影響により熱帯・亜熱帯海域に主に分布している南方系魚類が多くみられ、オホーツク海の中でも特異な海域となっている。遺産地域の河川では、サケ科魚類が著しく優占していることが重要な特徴である。</p> <p>この他、爬虫類 8 種、両生類 3 種、<u>海産無脊椎動物 299 種</u>、昆虫類 2,500 種以上の生息が知床半島で報告されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生物の種数は、最新の知見に基づき更新。
<p>(4) 社会環境</p> <p>ア. 歴史</p> <p>厳しい自然環境による開発の難しさと、地域住民を含めた高い自然保護意識に支えられ、遺産地域の自然は原生的な状態を今日まで保ってきた。</p> <p>知床半島には、数千年にさかのぼる先史時代の遺跡が数多く残されている。その中でも 10 世紀前後にオホーツク海沿岸で栄えた北方の漁獵民族によるオホーツク文化の影</p>	<p>(3) 社会環境</p> <p>ア. 歴史</p> <p>厳しい自然環境による開発の難しさと、地域住民を含めた高い自然保護意識に支えられ、遺産地域の自然環境は原生的な状態を今日まで保ってきた。知床半島には、数千年にさかのぼる先史時代の遺跡が数多く残されている。その中でも 10 世紀前後にオホーツク海沿岸で栄えた北方の漁獵民族によるオホーツク文化の影響を受けて、ア</p>	

響を受けて、アイヌの人々は、シマフクロウやヒグマ、シャチ等を神と崇め、狩猟や漁労、植物採取等をしながら、豊かな自然を大切にした文化を育んだ。

知床半島における漁業は19世紀から漁場運営が始まった。特に羅臼側では、1880年代から主に富山県からの移住者により、たら漁を中心に本格的な漁業開拓が始まり、現在のシロザケ、カラフトマス、スケトウダラ、イカ類、コンブ類などの多様な漁業の発展につながった。また、知床半島先端部地区の羅臼側において数百人の漁業者が夏期に居住しながらコンブ漁等の生産活動に従事していた。斜里側では、戦前までは少数の小規模な定置網漁業が営まれていたが、戦後、引揚者による漁場開拓が急速に進み、さけます定置網漁業が大きく発展した。

また、斜里側の岩尾別地区と幌別地区では大正時代から農業開拓が数度試みられたが、厳しい自然環境や社会環境の変化等の条件が重なり、昭和50年（1975年）頃までに開拓者は次々とその土地を離れた。これと相前後して、自然保護の動きが強まり、昭和39年（1964年）に知床国立公園に指定されたのをはじめとして、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床森林生態系保護地域、国指定知床鳥獣保護区の指定など数々の保護地域制度が適用された。昭和52年（1977年）には農業開拓跡地を乱開発から守り森林に復元することを目的として、住民と自治体が主体となった「しれとこ100平方メートル運動」がスタートした。

平成16年（2004年）1月には推薦書が世界遺産委員会に提出され、平成17年（2005年）7月に世界遺産に登録された。

イ. 利用状況

遺産地域の多くの面積を占める知床国立公園及び周辺地域では、平成20年、年間約195万人の利用者が訪れている。中でも、知床五湖、幌別、カムイワッカ、知床峠及び羅臼温泉は利用者が多く、このうち、知床五湖には年間約50万人が自然探勝を目的に訪れている。利用形態は、従来から見られる大型バスによる周遊や観光船による遊覧等の団体での観光周遊や探勝利用だけでなく、近年は登山、トレッキング、シーカヤック等の体験型利用が増加しており、質的に変化しているうえ、多様化が進んでいる。

ウ. 一次産業

遺産地域（陸域）の大半を占める国有林は、そのほとんどが知床森林生態系保護地域の指定地であり、木材生産を目的とした森林施業は、現在行われていない。

また、地域の主要な産業である水産業については、生産力の高い豊かな海に支えられ、シロザケ、カラフトマス、スケトウダラ、コンブ等の水産資源の持続可能な利用が図られている。

エ. 土地所有形態

遺産地域（陸域）の土地所有形態は、林野庁所管の国有林が約95パーセントを占めており、残りは他の国有地、北海道有地、斜里町及び羅臼町有地、私有地である。

イヌの人々は、シマフクロウやヒグマ、シャチ等を神と崇め、狩猟や漁労、植物採取等をしながら、豊かな自然を大切にした文化を育んだ。

知床半島では19世紀から漁場運営が始まった。特に羅臼側では、1880年代から主に富山県からの移住者により、たら漁を中心に本格的な漁業開拓が始まり、現在のサケ類、スケトウダラ、イカ類、コンブ類などの多様な漁業の発展につながった。また、知床半島先端部地区の羅臼側において数百人の漁業者が夏期に居住しながらコンブ漁等の生産活動に従事していた。斜里側では、戦前までは少数の小規模な定置網漁業が営まれていたが、戦後、引揚者による漁場開拓が急速に進み、さけます定置網漁業が大きく発展した。

また、斜里側の岩尾別地区と幌別地区では、大正時代から農業開拓が数度試みられたが、厳しい自然環境や社会環境の変化等の条件が重なり、1975年（昭和50年）頃までに開拓者は次々とその土地を離れた。これと相前後して、自然保護の動きが強まり、1964年（昭和39年）に知床国立公園に指定されたのをはじめとして、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床森林生態系保護地域、国指定知床鳥獣保護区など数々の保護地域が指定された。1977年（昭和52年）には農業開拓跡地を乱開発から守り、森林に復元することを目的として、住民と自治体が主体となった「しれとこ100平方メートル運動」がスタートした。

2004年（平成16年）1月には世界遺産委員会に推薦書が提出され、2005年（平成17年）7月に世界遺産に登録された。

イ. 利用状況

遺産地域を有する斜里町及び羅臼町においては、2019年（令和元年）には、合わせて約177万人の利用者が訪れている。この内、訪日外国人旅行者（インバウンド）の割合は、およそ15%程度と推定されている。しかし、2020年（令和2年）から2022年（令和4年）にかけて世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数は大きく減少し、2022年（令和4年）の利用者数は約95万人であった。その後、2023年（令和5年）からは回復傾向にある。

遺産地域の中でも、知床五湖、幌別、カムイワッカ、知床峠及び羅臼温泉は利用者が多く、このうち、知床五湖には年間約33万人が自然探勝を目的に訪れており、2011年（平成23年）からは自然公園法に基づく利用調整地区として運用されている。

利用形態は、従来から見られる大型バスによる周遊や観光船による遊覧等の団体での観光周遊や探勝利用だけでなく、近年は登山、トレッキング、シーカヤック等の体験型利用が増加しており、質的に変化しているうえ、多様化が進んでいる。

ウ. 一次産業

遺産地域（陸域）の大半を占める国有林は、そのほとんどが知床森林生態系保護地域として指定され、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物等の保護・保全を図り、当該地域の天然林を保護・管理しており、木材生産を目的とした森林施業・林業生産は行われていない。また、地域の主要な産業である水産業については、生産力の高い豊かな海に支えられ、サケ類、スケトウダラ、コンブ等の水産資源の持続可能な利用が図られている。

エ. 土地所有形態

	遺産地域（陸域）の土地所有形態は、林野庁所管の国有林が約 94 パーセントを占めており、残りはその他の国有地、北海道有地、斜里町及び羅臼町有地、私有地である。	
--	---	--

卷末2 用語集 (新旧対照表は割愛する)

卷末3 知床世界自然遺産区域図 (新旧対照表は割愛する)

卷末4 主な保護制度及び関連計画等について (新旧対照表は割愛する)

【付属資料】 (新旧対照表は割愛する)

- ①知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画
- ②知床半島エゾシカ管理計画
- ③知床半島ヒグマ管理計画
- ④知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画
- ⑤知床エコツーリズム戦略
- ⑥-1 知床半島先端部地区 利用の心得
- ⑥-2 知床半島中央部地区 利用の心得
- ⑦知床世界自然遺産地域気候変動に係る順応的管理戦略